

東京財団研究報告書

教員免許状取得希望大学生に対して障害児教育に関する
知識、技能をいかにして身につけさせるか

2004 - 1

河合 康 上越教育大学 助教授

The Tokyo Foundation

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に関わり、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「教員免許状取得希望大学生に対して障害児教育に関する知識、技能をいかにして身につけさせるか」プロジェクト（2003年7月～2003年12月）の研究結果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2004年6月

東京財団 研究推進部

目 次

第1章 本研究の問題及び目的	1
第2章 教員免許状所得希望大学生の入学時における 障害児者についての知識、理解及び意識	7
第3章 大学における教員免許状取得希望大学生に対する教職科目への 障害児教育関連科目の設定状況	21
第4章 教職科目における障害児教育関連科目受講生の科目に対する意識	51
第5章 現職教員の大学における障害児教育関連科目に対する意識	68
第6章 大学でのカリキュラムの事例的検討	80
第7章 まとめ	86
アンケート調査票	94

第1章 本研究の問題及び目的

1. 特殊教育から特別支援教育へ

日本の障害児教育は学校教育法上は「特殊教育」（第6章）と呼ばれている。現行では、特殊教育とは、①盲・聾・養護学校、②特殊学級、③通級指導教室、における教育のことを指す。この3者で教育を受けている児童生徒の比率は約1.5%である。しかし、この比率は先進諸外国に比べて極めて低率である¹。この原因は、日本においては、通常の学級に在籍している児童生徒を特殊教育の対象としていなかったことによる。しかし、近年、通常の学級に在籍する比較的軽度の障害を有する児童生徒にも特別な教育を与える必要があるのではないかという考えが浸透してきた。

こうした流れの中で、文部科学省の調査研究協力者会議は、平成13年1月に「21世紀の特殊教育の在り方 ～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）」²を出した。そこでの重要な点は、副題にあるように一人一人のニーズを把握し、それに対応した特別な支援を講じるという点であり、障害児教育を場に規定された教育から、一人一人の特別な教育的ニーズに対応した教育へと転換しようという点にあった。こうした趨勢を踏まえて、平成13年1月の省庁再編に伴い、従来の「文部省特殊教育課」の名称が「文部科学省特別支援教育課」と変更され、同課が通常の学級に在籍する比較的軽度の障害がある児童生徒の施策も講じることになった。

さらに、文部科学省は、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」³を出し、「特殊教育」から「特別支援教育」への転換の必要性を強調した。また、同報告では、全国の実態調査に基づき、LD（学習障害）またはADHD（注意欠陥多動性障害）に該当すると思われる児童生徒が小・中学校の通常の学級に6～7%存在すると指摘している。このように、今後、小・中学校の通常の学級において、学習障害児を含めた比較的軽度の障害がある子どもへの対応が迫

られることが予想されている。

現在、学校教育法の第6章「特殊教育」の改正が検討されており、早ければ平成18年度に「特殊教育」から「特別支援教育」へ名称が変更される可能性がある。従来の「特殊教育」の対象は約1.5%であったのに対し、「特別支援教育」では、約8%の児童生徒がその対象となることになる。

2. 就学基準の改正

また、近年のノーマライゼーションの理念の浸透を踏まえて、平成14年4月の「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（文科初第148号）において、学校教育法施行令が改正され、40年ぶりに盲・聾・養護学校への就学基準（第22条の3）が見直されることになった。そこでは、基準自体の内容を改めると共に、基準に該当しても小・中学校において適切な教育を受けることができる特別な事情があると認める者⁴については、小・中学校に就学することとし、就学の手続きも改正した⁵。この新しい就学基準及び手続きは平成15年度の入学者から適用されており、従来、盲・聾・養護学校に就学していた児童生徒が、今後、小・中学校の通常の学級に在籍するようになるとみられている。このような流れの中で、一部の地方自治体では、すべての障害児に小・中学校の通常の学級への在籍を認めようとするような動きもある。

3. 小・中・高等学校における交流教育の推進

障害児と健常児が学校教育の様々な場面で学習や活動を共にすることは一般に交流教育と呼ばれている。障害児が早くから健常児と接することは、自分の障害に対する理解を深め、社会性を涵養するためにも重要である。健常児にとっても、障害児を理解し、障害児に対する差別や偏見をなくし、仲間意識を育み、自分の生活姿勢や態度を見直すよい機会となる。さらに、教職員の障害児に対する見方や考え方を変えさせる上でも効果がある。現行の学習指導要領以前は、交流教育に関して、盲・聾・養護学校の学習指導要領では取り上げられてきたが、小・中・高等学校の学習指導要領では全く触れられることがなかった。

しかし、平成10年の教育課程審議会の答申において、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒や地域社会の人々が共に活動し互いに触れ合う機会を設けることは、すべての幼児児童生徒にとって豊かな人間性や社会性をはぐくむ上で大きな意義があるとともに、地域社会の人々が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める上で極めて重要であり、このような観点から交流教育の一層の充実を図る必要がある」との認識が示され、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領等にも交流教育を明確に位置づけることが提言された。これを受けて、小学校の現行の学習指導要領では、「開かれた学校づくりを進めるため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること。」⁶と明記されている。今後は、従来の交流教育が、盲学校、聾学校及び養護学校からの一方通行に終わりがちであった傾向が緩和され、小・中学校が主体的に交流教育に関与するようになることが期待されている。事実、新学習指導要領で新たに導入された「総合的に学習の時間」で交流教育を実施する学校も増えてきており⁷、障害児が小・中・高等学校の児童生徒とふれあう機会が増えることが予想されている。

4. 大学における障害児教育関連科目

第1、2、3節で指摘したような状況下においては、今後はすべての教員が、様々な障害に関する指導理論、指導技法を習得することが必要になるといえる。

この点については、平成9年6月18日に「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が公布され、平成10年4月1日から施行され、これに伴い、平成10年度の入学生から、教員免許状の取得要件として、特殊教育諸学校及び社会福祉施設での介護等の体験が義務づけられることになった⁸。

また、平成9年7月28日に教育職員養成審議会が出した「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（第1次答申）」において、「Ⅱ 教員養成カリキュラムの改善」の「2 教職課程の教育内容の改善」の「(3) 具体的改善方策」の中の一

つとして「特殊教育に係る内容の必修化」が挙げられた⁹。そこでは、「障害のある子どもたちの心身の発達及び学習の過程に係る内容を、現行の「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」の中に含めるべきであることを制度上明記し、すべての学校段階に属する教員の特殊教育に関する理解を深めることとする」と言及している。この答申を受けて、平成10年6月25日に、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（文部省令第28号）が公布され、同7月1日に施行された。同令により、教職共通科目である「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程」が、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）」と改正され、（ ）付きで「障害」に関する事項が付加され、障害に関わる単位の取得が明記されることになった¹⁰。

しかしながら、介護等体験では、各大学が事前・事後指導を行うなどの対応を行っているが、時間数が限られているなど、障害児教育に関する知識・技能を質的・量的に十分に提供しているとはいえない状況にある。また、教職科目における障害児教育に関する科目の設定についても、各大学が障害児教育に関する科目を必修として、内容を整備し、体系的に設定しているとはいえない状況にある。

5. 目的

以上の点を踏まえて、本研究では、大学が教員免許状取得希望学生に対して障害児教育関連科目をどのようなかたちで設定しているのかを把握し、その結果に基づいて、今後、障害児教育関連科目を、大学のカリキュラム上にいかなるかたちで位置づけるべきかについての基本的知見を得て、今後の方向性を提示することを目的とするものである。

上記の目的を達するために、まず第一に大学を対象とした調査が必要不可欠であるが、本研究では、そのための基礎的情報として、教員免許状希望大学生が入学時において障害児者の問題について、どのような知識や意識を持っているのか、障害児教育関連科目を受講した学生が受講後、どのような考えを持つようになったか、教員が大学における障害児教育関連科目の設定についてどのような考えを持っているのか、についても把握することが必要であると考え、彼らに対しても調査を実施

した。

¹ OECD(1999) Inclusive Education at Work. のデータによると、アメリカは 12.0%、イギリスは 2.90%、ドイツは 5.00%である。

² 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2001)「21世紀の特殊教育の在り方について～一人ひとりのニーズに応じた特別な支援の在り方について～(最終報告)」

³ 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/index.htm)

⁴ 該当者は「認定就学者」と呼ばれている。

⁵ 改正の内容については、新旧の規定を対照させて示している以下の文献が参考になる。文部科学省特別支援教育科「学校教育法施行令の改正について」特別支援教育第7号36ページ

⁶ 小学校学習指導要領第1章第5の2(11)。中学校学習指導要領では第1章第6の2(12)で同様な記述がある。

⁷ たとえば、北見健(2001)「茨城県小学校における総合的な学習の時間の実施に関する研究」平成12年度上越教育大学修士論文、などの研究がある。

⁸ 介護等体験については、全国特殊学校長会編(2003)「新版盲・聾・養護学校における介護等体験ガイドブック」ジアース教育社、が参考となる。

⁹ 教育職員養成審議会(1997)「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について(第1次答申)」28.ページ

¹⁰ その他、発達段階全体を見通した子どもたちに対する教員の適切な理解を促進する
と いう意図を示すため「幼児、児童又は生徒の……………」が 「幼児、児童及び生徒
の……………」と改められている。

第2章

教員免許状所得希望大学生の入学時における障害児者についての知識、理解及び意識

1. 目的

教員免許状を希望する学生が大学入学時において、障害児者についてどのような知識を持ち、またどのように考えているのかについて把握し、大学における障害児教育関連科目の設定の在り方についての知見を得ることを目的とした。

2. 方法

(1) 対象

平成15年度にA教育大学に入学した1年次生全143人。

(2) 方法

授業時に担当教官の許可を得て、直接学生に配布し、記入後その場で回収した。

(3) 内容

障害児教育や障害者問題の全27項目であった（資料1参照）

(4) 実施期日

平成15年4－5月。

3. 結果及び考察

(1) 障害児との出会いの有無

表2-1は、「あなたは障害がある子供に会ったことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。男女共に会ったことがあるとする学生が9割を占めており、ほとんどの学生が大学入学前に障害児との出会いがあるようであった。

表 2-1 障害児との出会いの有無 (%)

	ある	ない	計
男	40 (87. 0)	6 (13. 0)	46 (100. 0)
女	90 (92. 8)	7 (7. 2)	97 (100. 0)
計	130 (90. 9)	13 (9. 1)	143 (100. 0)

(2) 身内・友人における障害児の有無

表 2-2 は、「あなたの親類や友達に障害がある子供はいますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。身内や友人に障害児がいると回答したのは男女共に 2 割程度であった。1 の問いで障害児にあったことがあると回答した者が 9 割程度いたが、親密な関係ではなく、偶然見かけたといった程度であることが推察される。

表 2-2 身内・友人における障害児の有無 (%)

	いる	いない	計
男	12 (26. 1)	34 (73. 9)	46 (100. 0)
女	20 (20. 6)	77 (79. 4)	97 (100. 0)
計	32 (22. 4)	111 (77. 6)	143 (100. 0)

(3) 障害児にかかわる活動への参加の意思の有無

表 2-3 は、「あなたは障害児にかかわる活動に参加するつもりがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。全体的にみると「とてもある」と「少しある」を合わせると 85% を占めており、多くの学生が障害児に関わる活動に関心のあることが察知された。しかし、男女別にみると、「とてもある」と「少しある」の割合が女子学生の方が多く、「あまりない」の割合が圧倒的に男子

学生の方が多かった。男子学生より、女子学生の方が積極的である傾向が伺われた。

表 2-3 障害児にかかわる活動への参加の意思の有無 (%)

	とてもある	少しある	あまりない	全くない	計
男	8 (17. 4)	24 (52. 2)	14 (30. 4)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	36 (37. 1)	54 (55. 7)	7 (7. 2)	0 (0. 0)	97 (100. 0)
計	44 (30. 8)	78 (54. 6)	21 (14. 7)	0 (0. 0)	143 (100. 0)

(4) 障害のある人への抵抗感の有無

表 2-4 は、「あなたは障害がある人を見て抵抗を感じますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても感じる」「少し感じる」が、全体、男子学生、女子学生共 7 割弱を占めており、何らかの抵抗感を感じる学生が多いことが伺われた。また、「とても感じる」と回答した学生が男子の場合約 1 割おり、男子学生の方が女子学生より強い抵抗感を持ちやすい傾向がみられた。

表 2-4 障害のある人への抵抗感の有無 (%)

	とても感じる	少し感じる	あまり感じない	全く感じない	未記入	計
男	5 (10. 9)	26 (56. 5)	11 (23. 9)	3 (6. 5)	1 (2. 2)	46 (100. 0)
女	1 (1. 0)	66 (68. 0)	22 (22. 7)	8 (8. 3)	0 (0. 0)	97 (100. 0)
計	6 (4. 2)	92 (64. 3)	33 (23. 1)	11 (7. 7)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(5) 障害者への介助の有無

表 2-5 は、「あなたは障害がある人を介助したことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「よくある」「少しある」をあわせると、男子が 3 割程度であるのに対し、女子は過半数を占めており、障害児者への介助の経験は女子学生の方がかなりあることが伺われた。

表 2-5 障害者への介助の有無 (%)

	よくある	少しある	あまりない	全くない	未記入	計
男	2 (4. 3)	12 (26. 1)	16 (34. 8)	16 (34. 8)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	6 (6. 2)	46 (47. 4)	21 (21. 7)	23 (23. 7)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
計	8 (5. 6)	58 (40. 6)	37 (52. 9)	39 (27. 3)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(6) 障害児教育に対する意欲の有無

表 2-6 は、「あなたは障害のある子供を教えたいと思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。男子は「あまり思わない」「全く思わない」が過半数を占めているのに対して、女子は「とても思う」「少し思う」が7割弱を占めており、女子学生の方が障害児教育に対する意識が強いことが察知された。

表 2-6 障害児教育に対する意欲の有無 (%)

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	計
男	2 (4. 4)	18 (39. 1)	19 (41. 3)	7 (15. 2)	46 (100. 0)
女	16 (16. 5)	50 (51. 6)	27 (27. 8)	4 (4. 1)	97 (100. 0)
計	18 (12. 6)	68 (47. 6)	46 (32. 2)	11 (7. 7)	143 (100. 0)

(7) 障害児教育についての情報の有無

表 2-7 は、「あなたは障害児教育について聞いたことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。全体、男女別共に、「大変ある」「少しある」が5割強を占めていた。しかし、「あまりない」「全くない」も45%ほどおり、障害児教育についての情報を聞いたことがあるのは半数程度に限られていることが明らかになった。

表 2-7 障害児教育についての情報の有無 (%)

	大変ある	少しある	あまりない	全くない	未記入	計
男	8 (17. 4)	17 (37. 0)	16 (34. 8)	5 (10. 9)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	6 (6. 2)	47 (48. 5)	38 (39. 2)	5 (5. 2)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
計	14 (9. 8)	64 (44. 8)	54 (37. 8)	10 (7. 0)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(8) 障害児教育関係の授業の受講の経験の有無

表 2-8 は、「あなたは障害児教育についての講義を受けたことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。男女共にほとんどの学生がないと答えていた。これは、調査日時が入学 1 ヶ月後に行われたため、講義の回数自体が少なかったためであると思われる。

表 2-8 障害児教育の講義の受講の経験の有無 (%)

	ある	ない	未記入	計
男	2 (4. 4)	44 (95. 7)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	3 (3. 1)	91 (93. 8)	3 (3. 1)	97 (100. 0)
	5 (3. 5)	135 (94. 4)	3 (2. 1)	143 (100. 0)

(9) 障害児教育の講義に対する受講の意思の有無

表 2-9 は、「あなたは障害児教育についての講義を受けるつもりがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とてもある」「少しある」を合わせると、男女共に 9 割以上を占め、ほとんどの学生が障害児教育の講義を受講しようとする意思があることが伺われた。また、「とてもある」と回答した者が、女子では 45% を占めていたのに対して、男子は 3 割に留まっており、女子学生の方が受講の意思が強い傾向が認められた。

表 2-9 障害児教育の講義に対する受講の意思の有無 (%)

	とてもある	少しある	あまりない	全くない	計
男	12 (30. 4)	29 (63. 0)	3 (6. 5)	2 (4. 4)	46 (100. 0)
女	44 (45. 4)	48 (49. 5)	5 (5. 2)	0 (0. 0)	97 (100. 0)
	56 (39. 2)	77 (53. 9)	8 (5. 6)	2 (1. 4)	143 (100. 0)

(10) 障害児教育専攻以外の学生が障害児教育の講義を受講する必要性に対する
考え

表 2-10 は、「あなたは障害児教育専攻以外の学生が、障害児教育の講義を受けることが非常に大事だと思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても思う」「少し思う」を合わせると男女共に 9 割以上を占めており、多くの学生が障害児教育の講義の受講の必要性を感じていることが察知された。また、「とても思う」と回答した者が女子では約 4 分の 3 を占めていたのに対して、男子は半数に留まっており、女子学生の方が必要性を強く認識しているようであった。

表 2-10 障害児教育専攻以外の学生が障害児教育の講義を受講する必要性に対する考え (%)

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	計
男	23 (50. 0)	19 (41. 3)	2 (4. 4)	2 (4. 4)	46 (100. 0)
女	71 (73. 2)	24 (24. 7)	2 (2. 1)	0 (0. 0)	97 (100. 0)
	94 (65. 7)	43 (30. 1)	4 (2. 8)	2 (1. 4)	143 (100. 0)

(11) 実家のある市町村の特殊教育諸学校の有無についての知識

表 2-11 は、「あなたの実家がある市町村には盲学校か、聾学校か、養護学校がありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。男女共 9 割以上の学生が有無について明確な回答を示しており、「知らない」とする回答はわずかであった。盲、聾、養護学校についての知識が浸透しているようであった。

表 2-11 実家のある市町村の特殊教育諸学校の有無についての知識

	ある	ない	知らない	計
男	29 (63. 0)	13 (28. 3)	4 (8. 7)	46 (100. 0)
女	61 (62. 9)	31 (32. 0)	5 (5. 2)	97 (100. 0)
	90 (62. 9)	44 (30. 8)	9 (6. 3)	143 (100. 0)

(1 2) 特殊教育諸学校への訪問の経験の有無

表 2-1 2 は、「盲学校か、聾学校か、養護学校を訪問したことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。1 1 の問いで、盲、聾、養護学校についての知識はかなりあることが明らかになったが、実際に訪問したことのある学生は全体の 3 分の 1 であり、女子学生の方が経験が多いことが明らかになった。

表 2-12 特殊教育諸学校への訪問の経験の有無

	よくある	少しある	あまりない	全くない	計
男	3 (6. 5)	9 (19. 6)	4 (8. 7)	30 (65. 2)	46 (100. 0)
女	7 (7. 2)	31 (32. 0)	6 (6. 2)	53 (54. 6)	97 (100. 0)
	10 (7. 0)	40 (28. 0)	10 (7. 0)	83 (58. 0)	143 (100. 0)

(1 3) 盲学校等に対する知識の有無

表 2-1 3, 1 4, 1 5, 1 6, 1 7 は、「あなたは盲学校（聾学校、知的障害養護学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校）について知っていますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「よく知っている」「少し知っている」を合わせた割合をみると、知的障害養護学校が 35.0%、盲学校が 28.0%、聾学校が 21.7%、肢体不自由養護学校が 14.0%、病弱養護学校が 10.5% の順となっていた。知的障害に関する知識が最も多く、次いで感覚障害である盲と聾が続いていた。肢体不自由や病弱については「全く知らない」という回答が、それぞれ 40.6%、52.5% とかなり高い割合を占めており、あまり情報が伝わっていない傾向

が認められた。

表 2-13 盲学校に対する知識の有無

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	4 (8.7)	7 (15.2)	19 (41.3)	16 (34.8)	46 (100.0)
女	1 (1.0)	28 (28.9)	45 (46.4)	23 (23.7)	97 (100.0)
	5 (3.5)	35 (24.5)	64 (44.8)	39 (27.3)	143 (100.0)

表 2-14 聾学校に対する知識の有無

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	4 (8.7)	7 (15.2)	16 (34.8)	19 (41.3)	46 (100.0)
女	0	20 (20.6)	50 (51.6)	27 (27.8)	97 (100.0)
	4 (2.8)	27 (18.9)	66 (46.2)	46 (32.2)	143 (100.0)

表 2-15 知的障害養護学校に対する知識の有無

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	4 (8.7)	12 (26.1)	15 (32.6)	15 (32.6)	46 (100.0)
女	2 (2.1)	32 (33.0)	41 (42.3)	22 (22.7)	97 (100.0)
	6 (4.2)	44 (30.8)	56 (39.2)	37 (25.9)	143 (100.0)

表 2-16 肢体不自由養護学校に対する知識の有無

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	0 (0.0)	6 (13.0)	17 (37.0)	23 (50.0)	46 (100.0)
女	0 (0.0)	14 (14.4)	48 (49.5)	35 (36.1)	97 (100.0)
	0 (0.0)	20 (14.0)	65 (45.5)	58 (40.6)	143 (100.0)

表 2-17 病弱養護学校に対する知識の有無

	よく知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	未記入	計
男	1 (2. 2)	3 (6. 5)	17 (37. 0)	25 (54. 4)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	0 (0. 0)	11 (11. 3)	36 (37. 1)	50 (51. 6)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
	1 (0. 7)	14 (9. 8)	53 (37. 1)	75 (52. 5)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(14) 実家のある市町村の障害児のための施設に対する知識の有無

表 2-18 は、「あなたの実家がある市町村には障害のある人のため施設がありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「知らない」または「未記入」の者が男女共に 3分の1 近くおり、11 で述べた障害児のための学校に比べて、障害者のための施設に関する知識が少ない傾向がみられた。

表 2-18 実家のある市町村の障害児のための施設に対する知識の有無

	ある	ない	知らない	未記入	計
男	25 (54. 4)	6 (13. 0)	15 (32. 6)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	57 (58. 8)	8 (8. 3)	28 (28. 9)	4 (4. 1)	97 (100. 0)
	82 (57. 3)	14 (9. 8)	43 (30. 1)	4 (2. 8)	143 (100. 0)

(15) 障害児が社会に受け入れられているかどうかに関する考え

表 2-19 は、「あなたは障害がある子供が社会に受け入れられていると思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「あまり思わない」「全く思わない」とする回答が男女共に 7割近くを占めており、ノーマライゼーションが進展してきているといわれる昨今ではあるが、大学生からみるとその状況は未だ不十分な状況であることが看取された。

表 2-19 障害児が社会に受け入れられているかどうかに関する考え

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	未記入	計
男	3 (6. 5)	11 (23. 9)	30 (65. 2)	2 (4. 4)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	5 (5. 2)	26 (26. 8)	61 (62. 9)	4 (4. 1)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
	8 (5. 6)	37 (25. 9)	91 (63. 6)	6 (4. 2)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(16) 障害児が健常児と活動することの可能性に対する考え

表 2-20 は、「あなたは障害がある子供が他の普通の子供と勉強したり、遊んだりすることができると思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても思う」「少し思う」を合わせると男女共に約 8 割が可能性を認めていたが、その傾向は女子学生に強く見られた。男子学生の場合は、「あまり思わない」「全く思わない」が 3 割以上おり、女子学生に比べてネガティブな考えを持っているようであった。

表 2-20 障害児が健常児と活動することの可能性に対する考え

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	未記入	計
男	9 (19. 6)	23 (50. 0)	12 (26. 1)	2 (4. 4)	0 (0. 0)	46 (100. 0)
女	25 (25. 8)	57 (58. 8)	13 (13. 4)	1 (1. 0)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
	34 (23. 8)	80 (55. 9)	25 (17. 5)	3 (2. 1)	1 (0. 7)	143 (100. 0)

(17) 障害種別の区別の必要性に対する考え

表 2-21 は、「あなたは障害の種類を区別する必要があると思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても思う」「少し思う」を合わせると、8 割近くを占めていた。障害のカテゴリーによる分類については、関係者の間で問題とされることもあるが、大学生の多くはその必要性を感じているという傾向が認められた。

表 2-21 障害種別の区別の必要性に対する考え

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	未記入	計
男	15 (32. 6)	20 (43. 5)	6 (13. 0)	4 (8. 7)	1 (2. 2)	46 (100. 0)
女	22 (22. 7)	56 (57. 7)	13 (13. 4)	4 (4. 1)	2 (2. 1)	97 (100. 0)
	37 (25. 9)	76 (53. 2)	19 (13. 3)	8 (5. 6)	3 (2. 1)	143 (100. 0)

(18) 障害種別の理解のしやすさに対する考え

表 2-22 は、「あなたは今までの障害の種類が理解しやすいと思いますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「あまり思わない」「全く思わない」が 7 割近くを占めており、現在の障害カテゴリーが理解されにくい状況にあることが示唆された。

表 2-22 障害種別の理解のしやすさに対する考え

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	未記入	計
男	1 (2. 2)	9 (19. 6)	26 (56. 5)	8 (17. 4)	2 (4. 4)	46 (100. 0)
女	3 (3. 1)	22 (22. 7)	55 (56. 7)	8 (8. 3)	9 (9. 3)	97 (100. 0)
	4 (2. 8)	31 (21. 7)	81 (56. 6)	16 (11. 2)	11 (7. 7)	143 (100. 0)

(19) 障害児の普通学校での教育の可能性に対する考え

表 2-23 は、「あなたは障害がある子供が普通の学校で教育を受けることができると思えますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても思う」「少し思う」を合わせると 4 分の 3 以上となり、教員志望の大学生が普通学校における障害児の学習の可能性を認識している傾向が認められた。これは、近年のノーマライゼーションの理念の浸透によるものと推察される。

表 2-23 障害児の普通学校での教育の可能性に対する考え

	とても思う	少し思う	あまり思わない	全く思わない	未記入	計
男	9 (19. 6)	25 (54. 4)	9 (19. 6)	2 (4. 4)	1 (2. 2)	46 (100. 0)
女	21 (21. 7)	54 (55. 7)	18 (18. 6)	1 (1. 0)	3 (3. 1)	97 (100. 0)
	30 (21. 0)	79 (55. 2)	27 (18. 9)	3 (2. 1)	4 (2. 8)	143 (100. 0)

(20) 在籍していた学校における障害児の存在の有無

表 2-24 は、「あなたの通っていた学校の普通学級には障害のある子供はいましたか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「いた」とする回答が 58.0% を占めており、これは、半数以上の大学生が学校教育段階で、在籍していた学校において障害児と何らかの関わりを持つ機会があったことを示唆しているといえる。また、男子よりも女子の方が「いた」とする回答が多かった。これは、他の項目の結果でも指摘されているように、男子の方が障害児に対する関心が低いため、実際に障害児が在籍していてもそのことに気がつかなかったという可能性も否定できない。

表 2-24 在籍していた学校における障害児の存在の有無

	いた	いなかった	知らない	未記入	計
男	22 (47. 8)	22 (47. 8)	1 (2. 2)	1 (2. 2)	46 (100. 0)
女	61 (62. 9)	34 (35. 1)	1 (1. 0)	1 (1. 0)	97 (100. 0)
	83 (58. 0)	56 (39. 2)	2 (1. 4)	2 (1. 4)	143 (100. 0)

(21) 「インクルージョン」という言葉を聞いたことの有無

表 2-25 は、「あなたはインクルージョンという言葉について聞いたことがありますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「よくある」「少しある」という回答が 5% 弱であり、「全くない」とする回答が 4分の3 を占めていた。1994 年のサラマンカ声明により、インテグレーションに代わる概念として提唱されたインクルージョンという新しい概念ではあるが、10 年が経過した時点で

おいてもほとんど浸透していないという実態が明らかにされた。

表 2-25 「インクルージョン」という言葉を聞いたことの有無

	よくある	少しある	あまりない	全くない	計
男	1 (2. 2)	2 (4. 4)	6 (13. 0)	37 (80. 4)	46 (100. 0)
女	2 (2. 1)	2 (2. 1)	24 (24. 7)	69 (71. 1)	97 (100. 0)
	3 (2. 1)	4 (2. 8)	30 (21. 0)	106 (74. 1)	143 (100. 0)

(22) 「バリアフリー」に関する知識の有無

表 2-26 は、「あなたはバリアフリーという言葉の意味について知っていますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「とても知っている」「少し知っている」を合わせると約 85% となり、この概念は大学生の間でかなり定着しているようであった。これは近年、バリアフリーという用語が、新聞、雑誌、テレビ等で取り上げられることが多くなっているためであると思われる。

表 2-26 「バリアフリー」に関する知識の有無

	とても知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	11 (23. 9)	25 (54. 4)	8 (17. 4)	2 (4. 4)	46 (100. 0)
女	21 (21. 7)	64 (66. 0)	10 (10. 3)	2 (2. 1)	97 (100. 0)
	32 (22. 4)	89 (62. 2)	18 (12. 6)	4 (2. 8)	143 (100. 0)

(23) 障害者に関する法律に関する知識の有無

表 2-27 は、「あなたは障害のある人のための法律について知っていますか」という問いに対する回答の結果を男女別に示したものである。「あまり知らない」「ほとんど知らない」が 95% 以上を占めており、障害児者をめぐるシステムについてはほとんど知識がないという実態が明らかにされた。

表 2-27 障害者に関する法律に関する知識の有無

	とても知っている	少し知っている	あまり知らない	全く知らない	計
男	0 (0.0)	2 (4.4)	20 (43.5)	22 (47.8)	46 (100.0)
女	0 (0.0)	4 (4.1)	57 (58.8)	38 (39.2)	97 (100.0)
	0 (0.0)	6 (4.2)	77 (53.9)	60 (42.0)	143 (100.0)

4. まとめ

全体的にみて、大学生の障害児に関する意識や関心や理解は、相当高まっているという傾向が察知された。また、この傾向は、男子より女子の方に強く認められた。これらは、近年のノーマライゼーションの理念の浸透などの影響によるところが大きいと思われる。

その一方で、障害種別により知識や理解のレベルに差が見られたり、ほとんど情報が伝わっていない事柄もあることが明らかにされた。大学の教職科目において、障害児教育関連科目を設定する際には、これらの点を踏まえる必要があろう。

第 3 章

大学における教員免許状取得希望大学生に対する教職科目への障害児教育関連科目の設定状況

1. 目的

各大学が教職科目の中に、障害児教育関連科目をいかなるかたちで設定しているのかについて把握することを目的とした。

2. 方法

(1) 対象

教職課程を有する 4 年生の大学全 530 大学であった。内訳は、国立 79 大学、公立 43 大学、私立大学 408 の計 530 大学であった。

(2) 方法

郵送法調査。

(3) 内容（資料 2 参照）

- ① 教職科目における障害児教育関連科目の設定の有無
- ② 授業科目名
- ③ 区分
- ④ 対象学年
- ⑤ 必修・選択の有無
- ⑥ 授業内容
- ⑦ 障害児教育関連科目の見直し状況
- ⑧ 障害児教育関連科目の設定状況に対する満足度

(4) 実施時期

平成 15 年 9～10 月。

3. 結果及び考察

(1) 回収率

389 大学より回答があり、回収率は 73.4%であった。

(2) 教職科目への障害児教育関連科目の設定状況

教育職員免許法施行規則では、教職科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)」

(以下、「発達・学習」と略称する)の中に障害に関する科目を設定し、必修化しなければならないとされている。この観点から分析した結果を示したのが表3-1である。なお、分析に際しては、国立教員養成系大学(以下、「教員養成大学」<44大学>)、小学校課程があるその他の国公立大学(以下、「小有大学」<32大学>)、小学校課程が無いその他の国公立大学(「小無大学」<313大学>)に分けてみた。

法令に従い、「発達・学習」に障害児教育関連科目を設定し、必修化しているのは全体の 26.7%であり、約4分の3の大学が法令を遵守していないことが明らかとなった。特に、「教員養成大学」においても 34.1%と約3分の1に留まっているのは大きな問題であろう。「発達・学習」以外で科目を設定し、必修化している大学を合わせてみても、「教員養成大学」では6割を越えてはいるものの、全体でみると4割に留まっていた。また、障害児教育に関する科目が全くないと回答した大学が、全体で4割近くあり、この傾向は小学校課程がない大学において顕著であった。以上の結果を総合すると、大学生の多くが、障害児教育についての講義を全く受けることなく教員免許状を取得している可能性があるといえよう。

表 3-1 法令義務遵守・違反の状況 (%)

	教員養成	小有	小無	計
「発達・学習」に設定し、必修	15 (34.1)	10 (31.3)	79 (25.2)	104 (26.7)
「発達・学習」に設定し、選択	4 (9.1)	5 (15.6)	10 (3.2)	19 (4.9)
「発達・学習」以外で設定し、必修	12 (27.3)	3 (9.4)	41 (13.1)	56 (14.4)
「発達・学習」以外で設定し、選択	6 (13.6)	3 (9.4)	9 (2.9)	18 (4.6)
全く無し	6 (13.6)	5 (15.7)	143 (45.7)	154 (39.6)
不明・未記入等	1 (2.3)	6 (18.8)	31 (9.9)	38 (9.8)
計	44 (100)	32 (100)	313 (100)	389 (100)

(3) 障害児教育関連科目の実態

教職科目の中に障害児教育関連科目を設定していると回答した 197 大学で設けられていたのべ科目数は、338 科目であった。以下、この 338 科目について、その実態を見ていくことにする。

① 「単独・一部」と「必修・選択」からみた状況

表 3-2 は、各科目が、「障害児心理学」のような名称で、障害児教育単独の科目として設定されている（以下「単独」と略称する）のか、「心理学総論」のような科目の一部で障害児教育の内容が扱われている（以下「一部」と略称する）のかという観点と、各科目が「必修」「選択」のいずれとして設定されているのかという観点からまとめたものである。

「単独」の科目は 79 科目と 23.4% に留まっており、「一部」の科目が 4 分の 3 以上を占めていた。「必修」「選択」別でみると 218 科目と 64.5% が必修となっているが、その内訳は「一部」が 199 科目と 9 割以上を占めていた。「単独」で「必修」なのはわずか 19 科目に過ぎなかった。大学生は「必修」とされている科目を受講しても、一部でしか障害児教育関係が扱われていないため、障害児教育に関する十分な知識を得るまでには至っていない状況が推察された。

表 3 - 2 障害児教育関連科目の単独・一部別と必修・選択別内訳

	必修	選択	不明	計
単独	19	48	12	79
一部	199	47	13	259
計	218	95	25	338

② 各科目が設定されている分野

教職科目については、教育職員免許法第5条別表第1において、分野が設定されている。表3-3は、障害児教育関連科目がどの分野で設定されているのかを、「単独」と「一部」別に示したものである。

法令に従い、「発達・学習」に設定されている科目は全体で47.6%であり、半数に達していなかった。「単独」と「一部」による差異は見られなかった。障害児教育に関する内容を「発達・学習」に含めるという規定に従い、科目の設定分野を多くの大学が検討する必要があるといえよう。なお、「発達・学習」に次いで、「教育相談の理論及び方法」が多かったが、これは、後述する「不登校」を扱う科目がこの分野に設定される場合が多いことが反映されていると考えられる。

表 3 - 3 各科目が設定されている分野

	単独	一部	計
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	38 (48.1)	123 (47.5)	161 (47.6)
教育相談の理論及び方法	0	38 (14.7)	38 (11.2)
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	15 (19.0)	15 (5.8)	30 (8.9)
教職の意義及び教員の役割	4 (5.1)	23 (8.9)	27 (8.0)
教育の方法及び技術	9 (11.4)	8 (3.1)	17 (5.0)
生徒指導の理論及び方法	0	13 (5.0)	13 (3.9)
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	0	7 (2.7)	7 (2.1)
教育課程の意義及び編成の方法	3 (3.8)	3 (1.2)	6 (1.8)
保育内容の指導法	3 (3.8)	2 (0.8)	5 (1.5)
総合演習	0	5 (1.9)	5 (1.5)
幼児理解の理論及び方法	2 (2.5)	2 (0.8)	4 (1.2)
道徳の指導法	0	2 (0.8)	2 (0.6)
特別活動の指導法	0	2 (0.8)	2 (0.6)
教員の職務内容	0	1 (0.4)	1 (0.3)
進路選択に資する各種の機会の提供	0	1 (0.4)	1 (0.3)
各教科の指導法	1 (1.3)	0	1 (0.3)
進路相談の理論及び方法	0	1 (0.4)	1 (0.3)
不明	4 (5.1)	13 (5.0)	17 (5.0)
計	79 (100)	259 (100)	338 (100)

③ 取り扱っている障害の種類

表 3 - 4 は、各科目が取り扱っている障害の種類を、「単独」と「一部」別に示したものである。全体的にみると、ほとんどの障害種で、「単独」の方が「一部」よりも割合が高く、「一部」の科目では内容的に不十分にならざるをえない状況にあることが看取された。

障害別にみると、知的障害が最も多く、全体では 67.2% の科目で取り扱われており、「単独」の場合は 100% となっていた。これは、障害児の内、知的障害が最も多いことを考えれば妥当であるといえよう。次いで、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）が 57.1% となっており、近年、問題となっている軽度発達障害について扱う科目が多くなっていることが明らかとなった。

さて、今回の調査では、近年、不登校の児童生徒が病弱養護学校に在籍するケースが増加していることを踏まえて不登校を選択枝として挙げたが、学校教育法等では明示されていない項目である。「単独」と「一部」を比較してみると、不登校のみが「一部」の方が「単独」より割合が高くなっていた。(2)で、「教育相談の理論及び方法」に設定される場合が2番目に多いと言及したが、そのほとんどが不登校しか扱っていない科目であった。それ故、こうした科目を、本来の意味での障害児教育関連科目とはいえない科目とみなした場合、大学生が障害児に関する講義を聴講する可能性は、先に述べた数値より低くなるとみなすことができる。

表3-4 取り扱っている障害の種類（複数回答）

	単独 (N=79)	一部 (N=259)	計 (N=338)
知的障害	79 (100)	148 (57.1)	227 (67.2)
L D、A D H D	64 (81.0)	137 (52.9)	201 (59.5)
自閉症	67 (84.8)	126 (48.6)	193 (57.1)
情緒障害	63 (79.7)	105 (40.5)	168 (49.7)
聴覚障害	62 (78.5)	82 (31.7)	144 (42.6)
運動障害（肢体不自由）	65 (82.3)	79 (30.5)	144 (42.6)
視覚障害	63 (79.7)	78 (30.1)	141 (41.7)
不登校	12 (15.2)	124 (47.5)	136 (40.2)
言語障害	53 (67.1)	59 (22.8)	112 (33.1)
重度・重複障害	54 (68.4)	58 (22.4)	112 (33.1)
健康障害（病弱）	42 (53.2)	65 (25.1)	107 (31.7)
行動障害	29 (36.7)	58 (22.4)	87 (25.7)
その他	7 (8.9)	48 (18.5)	55 (16.3)

④ 対象学年

表3-5は、各科目の対象学年を示したものである。対象とする学年は、「2、3年次」等とされる場合もあるので、実際の科目数よりも多くなっている。2年次が最も多く、全体の約6割を占め、次いで、3年次（39.6%）、1年次（35.5%）、4年次（23.4%）の順となっていた。4年次では遅すぎ、1年次では早すぎ、大学入

学後1年が経過した2年次あたりに学習するのが適当であると考えている大学が多いことが察知された。

表3-5 対象学年

	単独 (N=79)	一部 (N=259)	計 (N=338)
1年	22 (27.8)	98 (37.8)	120 (35.5)
2年	44 (55.7)	157 (60.6)	201 (59.5)
3年	33 (41.8)	101 (39.0)	134 (39.6)
4年	25 (31.6)	54 (20.8)	79 (23.4)

⑤ 科目で取り扱っている内容

表3-6は、各科目が取り扱っている内容を、「単独」と「一部」別に示したものである。全体的にみると、「心理学的側面」が最も多く、70.4%を占め、次いで「指導法」が58.0%となっていた。これは、障害児教育の内容を「発達・学習」に含めるようにとの法令に基づくものといえる。ただし、「単独」と「一部」を比較してみると、「一部」は、「心理学的側面」、「指導法」の順であるのに対して、「単独」は逆の順になっていた。「一部」の場合は心理学の知識的側面にしか時間が充てられないのに対して、「単独」の場合は、時間数が十分に取ることができるため、心理学的側面の内容を踏まえて、障害児の実際の指導に関わる内容にまで踏み込んだ授業展開が可能となっていることが伺われた。また、いずれの内容についても、「一部」よりも「単独」の方が割合が高く、質的な充実を図るためには「単独」の科目の設定が必要であると思われる。

表 3 - 6 科目で取り扱っている内容（複数回答）

内 容	単独 (N=79)	一部 (N=259)	計 (N=338)
心理学的側面	61 (77. 2)	177 (68. 3)	238 (70. 4)
指導法	67 (84. 8)	129 (49. 8)	196 (58. 0)
学校教育	48 (60. 8)	115 (44. 4)	163 (48. 2)
歴史・思想・制度	55 (69. 6)	62 (23. 9)	117 (34. 6)
医学的・生理学的側面	39 (49. 4)	66 (25. 5)	105 (31. 1)
教育課程	48 (60. 8)	41 (15. 8)	89 (26. 3)
就学前教育	45 (57. 0)	32 (12. 4)	77 (22. 8)
福祉	36 (45. 6)	36 (13. 9)	72 (21. 3)
労働	26 (32. 9)	6 (2. 3)	32 (9. 5)
生涯教育（社会教育）	13 (16. 5)	17 (6. 6)	30 (8. 9)
高等教育	8 (10. 1)	13 (5. 0)	21 (6. 2)
その他	2 (2. 5)	28 (10. 8)	30 (8. 9)

⑥ 一部で障害児教育に関する科目を扱っている場合の時間数

表 3 - 7 は、一部で障害児教育に関する内容を扱っている 259 の科目が、実際にどの程度の割合で、障害児教育関係に時間を充てているのかについて示したものである。10%未満が最も多く 38.2%を占めており、20%未満まで含めると 64.1%となっていた。科目で取り上げている障害種別や内容の割合において、「単独」と「一部」で大きな違いが見られたが、これは「一部」の科目で障害児教育に充てられる時間数があまりにも少ないことに起因していると推測される。法令上は、一部で障害に関する内容を取り扱えばよいのであるが、今後の学校教育を取り巻く環境を考えれば、障害について取り扱う時間を大幅に増やすか、「単独」への移行を検討する必要がある。

表 3 - 7 障害児教育に関する内容の割合

割合	科目数 (%)
10%未満	99 (38.2)
10～20%	67 (25.9)
20～30%	36 (13.9)
30～40%	13 (5.0)
40～50%	3 (1.2)
50%以上	30 (11.6)
未記入	11 (4.2)
計	259 (100.0)

⑦ 障害児教育関連科目の見直し状況

表 3 - 8 は、各大学の教職科目における障害児教育関連科目の設定の見直しの有無に関して回答のあった 342 大学について、「障害児教育の単独科目を設定している」(以下「単独科目有り」)、「一部で障害児教育を扱う科目しか設定していない」(以下「一部で有り」)、「障害児教育を扱う科目は全くない」(以下「全く無し」)という大学別に示したものである。また、表 3 - 9 は、その理由についての自由記述をまとめたものである。

見直しを行っている大学は 9.1%と 1 割に満たなかった。また、「単独科目有り」の大学の方が見直しを行っている割合が高く (19.6%)、「全く無し」の大学の方は「行っていない」とする大学が 96.3%と大半を占めていた。障害児教育関連科目を取り扱っている大学は、その質的充実を目指して検討する傾向にあるが、「全くなし」の大学は、この点に対する関心が低く、二極分化している傾向が察知された。

表 3 - 8 障害児教育関連科目についての見直し状況

	行っている	行っていない	計
障害児教育の単独科目有り	11 (19. 6)	45 (80. 3)	56 (100)
一部で障害児教育を扱う科目有り	15 (10. 0)	135 (90. 0)	150 (100)
障害児教育に関する科目全く無し	5 (3. 7)	131 (96. 3)	136 (100)
計	31 (9. 1)	311 (90. 9)	342 (100)

表 3 - 9 見直しの内容

a) 障害児教育の単独の科目有り

カリキュラムの検討

- ・ 再編・統合に関わり、コア・カリキュラムの検討中。現在は、選択だが、必須化の方向。
- ・ 学部全体のコア・カリキュラム構想の作業を進めている。
- ・ 大学全体としてカリキュラムの見なおしをはじめている。
- ・ 本学では、これまで養護学校教員養成課程以外の学生が副専攻として養護一種を取得することができた。(多い年次では、100名近くが二種免を含めると養免を取得して卒業している。) 現在、検討中の新カリキュラムでは教職科目も含めて副専攻は二種免までとする方向であるので【1】の回答のように選択科目の位置づけとなっている。
- ・ 幼稚園については障害児保育、療育保育を設定しているが、院内保育を設置できないか検討している。小学校については障害児保育のほかに障害児の心理、障害児の病理を設置できないか検討している。中・高に関しては検討していない。

講義等の開講

- ・ 学部改革に伴い、教育学部の発展教科として「特別支援教育」などの講義・演習を開講の予定。

講義の変更・廃止

- ・平成14年まで障害児臨床学は、講義に組み込んでいましたが、担当者が転勤のため平成15年度より集中講義に変更した。又、単位数も2単位より1単位に変更した。しばらく様子を見て検討の予定である。
- ・〔A〕に記載の科目のほか、教養科目との併用科目として「教育論Ⅲ」を開講しているが、これは教養教育カリキュラムの再編に伴い、廃止が決定している。他の科目名称で同様の科目を実施するかは現在未定。

その他

- ・障害児教育関連科目については、卒業単位に含めることにより、養護学校教諭免許取得希望者をはるかに上回る学生が受講している。介護体験等にも役立っている。また、介護体験等後に受講を希望している学生も出てきている。
- ・介護体験等の前提科目として位置付けることを検討している。
- ・すでに小幅な見直しを行い、2000年度入学者からは、同和教育関係2科目及び、障害児教育関係2科目あわせて4科目の中から2科目4単位以上を必ず履修するように指導しています。

b) 一部で障害児教育を扱う科目有り

カリキュラムの検討

- ・平成16年度入学者から適応される学部のカリキュラムの検討の中で特別支援教育論などの独自科目の設定を検討している。
- ・一年次で、障害教育概論Ⅰを必修として設定し、2・3年次で障害児教育概論Ⅱ、Ⅲを選択として設定する。
- ・障害児教育に関連する単独の科目を設定し、必修とすることを検討中。
- ・平成16年度からの学部改組（A大学A学部との再編に伴う）において、平成17年度からの特別支援教育体制の実施をみすえ、教職基礎科目「特別支援教育基礎」2単位（1学年対象）の設定を検討中。
- ・介護等体験に行く学生が履修すべき科目の新設を検討している。介護等体験の事前・事後指導という意味にとどまらず、そこまではより広く障害児教育について学び、

あるいはケアすることとコミュニケーションすることの意味について考える科目にしたい。

- ・ 2004 年度より、大学院教職課程において「教職に関する科目」3 科目の開設を決定している。その中に (科目として独立ではないが) 障害児教育を取り入れたい。
- ・ 教職課程全科目のシラバス見直しを行っていて、その一環として検討中である。

講義内容の検討

- ・ 「学習発達論」で一般的な発達過程の開設の中でも障害児に言及するなどの工夫を行っており、大学からも「学習発達論」の授業の一部を障害児教育に当てるように求められています。
- ・ 障害児教育に特化した科目の新設を提案したが、通らなかった。今後も、自分の担当科目の中で、工夫するつもり。重複障害児の指導ビデオを見せることはこれまでも行ってきたが、本学の施設などを使っての実習を計画中。
- ・ 今年度からシラバスの授業内容に心身に障害のある幼児、児童、生徒への理解とその学習方法を明記した。養護学校の児童生徒との交流を視野に入れている。

その他

- ・ 「見なおしの作業」とまではいきませんが、学部改組との関連で検討はしております。
- ・ H16 年度より新学部へ改組予定。
- ・ 障害児教育担当の「特殊教授」の配置 (併設する B 短期大学所属)
- ・ 介護等体験の目的意識と意欲を高める必要性を感じており、障害児に限らず広く障害者や高齢者まで含めて独立科目を設定したいと考えている。
- ・ 現在、介護等体験を単位とし、事前事後指導の中で、障害児 (者) 教育についてより充実させることを検討しています。現在につきましても通常教育と分けることのできないものですからその比重も大きくなりつつある。
- ・ 12 年度に再課程認定を受けたので、現時点では見直しは行っていない。

⑧ 障害児教育関連科目の設定状況に対する考え

表3-10は、各大学の教職科目における障害児教育関連科目の設定状況に対する考えに関して回答のあった233大学について、「単独科目有り」、「一部で有り」、「全く無し」という大学別に示したものである。また、表3-11は、その理由についての自由記述をまとめたものである。

「単独科目有り」、「一部で有り」、「全く無し」の順に満足度が高くなっているが、これは当然の結果といえよう。ただし、全体的にみると、過半数の大学が、「大変満足」「ある程度満足」と回答しており、これまで指摘した問題点に対する認識が乏しいことが伺われた。特に、「全く無し」の大学であるにもかかわらず、4割近くの大学が、「満足」と回答していた。その理由についての自由記述をみると、「カリキュラムが過密であり、これ以上内容を増やすのは不可能であるから」、「介護等体験を実施しているから」「担当者がおらずまた非常勤を雇う予算がないから」という理由で現状で満足とするものが多くみられた。また、「教職科目については法的な最低限度の科目、時間数しか設けられない」といった記述に代表されるように、これらの大学では、教職科目において、障害児教育に関する内容を取扱うことが必修化されているという認識が希薄であることが伺われた。

表3-10 教職科目における障害児教育関連科目の設定状況に対する考え

	大変満足	ある程度満足	多少不満	大変不満	計
単独科目有り	3 (5. 5)	35 (63. 6)	14 (25. 5)	3 (5. 5)	55 (100. 0)
一部で扱う科目有り	6 (4. 7)	57 (44. 9)	51 (40. 2)	13 (10. 2)	127 (100. 0)
全く無し	1 (2. 0)	19 (37. 3)	24 (47. 1)	7 (13. 7)	51 (100. 0)
計	10 (4. 3)	111 (47. 6)	89 (38. 2)	23 (9. 9)	233 (100. 0)

表3-11 「満足」、「不満」の理由

a) 単独科目有りの大学の「大変満足」「ある程度満足」の理由

開講が重要、必要、意義があるから

- ・ 1年次を対象に、障害児教育について基礎的な内容に接する機会があることで、今後の特別支援教育時代へ対応する糸口となっている。一方、特別支援教育の流れの中で通常教育と障害児教育の連続化が一層促されることを考えれば、今後、科目の増設は考えられるかもしれない。
- ・ 障害児教育を専攻する以外は必修となっており、そのことは大変よいことと考えているが、そのために大人数の授業となっており、この点での対応に迫られている。必修になっていることには満足しているが、半期2単位の授業の中で、すべての障害について教育学から生理・心理学、指導法、福祉などにわたる多分野を取り扱うことは欲張りすぎており、消化不良気味である。よって単位数を増やすべきであるとする。
- ・ 特殊教育に携わる学生以外にとっても、教育学の基礎を学ぶ上で障害児関連科目の学習は極めて意義のあることだと思っている。
- ・ 文部科学省の今後の障害児教育のあり方について、特別なニーズをもつ子どもへの対応が求められており、本学における幼稚園及び小学校2種免許取得並びに、障害児教育についての知識技能を持つ事は就職にも有利であるとともに必要不可欠となることも考えられる。

教育実習と関連があるから

- ・ 教育実習において参考になっている。

授業・設備・講師が充実しているから

- ・ 軽度発達障害を専門とする教官を採用でき、良かった。2科目とも190人で大教室があふれている。科目数を増やして40~50人規模で開講したい。
- ・ 全ての科目に対して受講生も50~100人程度と多く、関心が高く、意欲的である。
- ・ 本学は障害児教育を専門としている人がいなく、それを専門としている研究者を非常勤講師としてお願いしている。

-
- ・ 学部・学科を再編した6年前よりも新カリキュラムで幼・小免を出している児童教育学部にて初めて設定した。
 - ・ 必修科目として開講しているため、一応の成果をあげていると考える。
 - ・ 演習設備も完備し、実際に外来臨床発達クリニックを有しているため、学生への臨床教育が行われやすい。
 - ・ 専攻科（2年制）で、障害児関連を重視して、3科目（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）設置している。
 - ・ 前記2科目は、幼稚園教諭一種免許の「教科または教職に関する科目」（選択科目）として開設しているが、ほとんどの学生が保育士資格も取得するため、資格必修科目になっている「障害児保育」を履修している。
 - ・ 「発達教育学研究」や「教育相談」など障害児教育関連科目の内容を充実させる方向で検討したい。
 - ・ 特殊教育専修以外の学生も、「ヨコ副免」という複数免許取得可能な制度により、授業に参加可能である。
 - ・ 関連科目の設定については、大学全体のカリキュラムの中にある物として設定し、見直しを経て今日に至っている。今後もその予定である。
 - ・ 「障害児教育論」は大学の3つのキャンパスのうち、2つのキャンパスでは開講しているが、残り1つでは開設していない。来年度は、全てのキャンパスで開講できるよう検討している。
 - ・ 一般大学において、教職免許向上の必修科目以外に本科目が開講できていること及び、適任の講師が確保できていることからある程度満足している。
 - ・ 当大学では社会福祉士の資格取得を前提に教職科目を設定している。そのため、学生は資格取得数を上げることもでき、なおかつ教育と福祉の両面から障害児を捉える事が可能となる。しかし、その一方で、どうしても科目設定が広く浅くなり、やや専門的知識を深めていくことに今後の課題性を感じる。

その他

- ・ 健康学科に課程認定を受けている。
- ・ 全て任せてもらっているため、柔軟に授業を進めることができる。
- ・ まだ卒業年次生がないため、これから整備していく途中である。

-
- ・ 教職課程委員会や教授会においても十分理解されている。
 - ・ 幼稚園教諭免許取得のための教育課程における教科目内容に基づき、FD等を定期的に行うことによって担当教員間における調整を行っている。

b) 単独科目有りの大学の「多少不満」「大変不満」の理由

科目数が少ないから

- ・ 設定された教職関連科目が少ない。
- ・ 最近、特殊教育で採用検査を受験する学生が増えており、また特殊教育諸学校の講師になりたいと思っている学生も増えている中で、それに関する科目数があまりにも少ないと感じている。
- ・ もう少し科目数を増やしてもよいと考えている。
- ・ 大学には科目が設定されていない。
- ・ 今年度からスタートしたばかりであり、内容、体制共に確立しているとはいえない。こうした授業の本数、担当者を増やす必要はある。

設定が困難だから

- ・ かつては、2単位の1年生向けの必修科目を設けていたが（2年間のみ）選択教科となり、しかも受講しにくい時間に設定されているために受講者は50人程度である。
- ・ 講義担当者が1人である。心理専門、福祉専門、医学専門の先生と連携が取れていない。
- ・ 授業科目をもっと増設したい所ではあるが、全体のバランスから抑えられている。しかし、現実の学校には障害児がおり、対応できないのではないかと考えている。
- ・ ①障害児教育関連科目を専門領域とする教員がそれだけのために採用される事がない。②教育実習または臨床実習のための施設、設備が皆無に等しい状態である。
- ・ 本学は商科大学であるため、商業・経済・法律など専門の必修科目が多く、学生はこれらの卒業に必要な単位の取得に追われている。このような学生側の事情と大学側の事情（教職課程の教員が少ない）から、障害児教育に関する科目ばかりか、教育学、心理学の、さらに必要と考えられる科目が開設できない状況にある。

必修でないから

- ・ 障害児に対する概論的な内容の教科が必要である。全コースの学生に必須とすべきである。
- ・ 専門科目のみではなく、必修として設置されることが望ましいと考えられる。
- ・ 以前は、障害児教育関連科目は専門科目以外には設けていなかったが、3年前から「障害児の発達と教育」を学部共通科目として設定した。その点では評価しているが、必須でない点が課題といえる。現在、学部定員 230 名のうち、この科目を履修しているものは、90～110 名程度である。

その他

- ・ 単位を取りやすいという理由不明な評判が学生の間であり、170～200 名に近い学生が受講する授業を行うことや、出欠確認、評価の作業も大変である。
- ・ 介護等体験により必要性が学生からも出ている。
- ・ 障害教育の現状と今後について更なる検討が必要と思われる。
- ・ 教職免許の規準に対応しているが、それで十分であるとは思っていない。
- ・ 理論編が中心になる。ビデオなどで適切な教材があればと思うことが多い。

c) 一部で障害児教育を扱う科目有り大学の「大変満足」「ある程度満足」の理由

現状で十分だから

- ・ 現状に特に問題を感じていないから。
- ・ 講座のスタッフの人物からすると、現状制度の科目しか設定できない。大学では、教養教育でも障害児教育関係の授業が設定されているということを考慮に入れて、ある程度満足している。
- ・ 現在の教職科目で満たされているため。
- ・ 基本教職に関する科目の中では「発達心理学」の中の 2 コマだけの授業しかないが、学部共通科目の中の選択必修科目として「特別教育論」を開設している。現実には教員免許の取得を希望する学生のほぼ全員が 3. 4 段階でこの「特殊教育論」15 コマを受講している。このなかで多様に授業できる。
- ・ 本学では文教育学部人間社会科学科（心理学、教育科学講座）と生活科学部人間生

活学科（発達臨床心理学講座）で障害児の発達、学習過程に関する教育研究が行われ、これらの講座を中心に教職科目における障害児教育関連科目が運営されている。これらの講座は 21 世紀 COE の研究拠点にもなり、特別なニーズを持つ児童・生徒に対する教育支援に関する万全の教育である。ゆえに、研究体制が整備されつつあるものとする。

- ・ ある特定の学生だけではなく、教員免許状取得を希望する全ての学部生が何らかの講義で障害児教育にふれることができるため。
- ・ 本学教育学部は教職免許取得と目的とした学部ではない。障害児教育に関する専攻科目（研究室）が置かれている状況で、関連教官が障害心理について全体のカリキュラムの一部として講義を行っている状況であり、特に問題は感じていない。
- ・ 限られた時間の中で障害児教育に関連する内容を学生に提供できていると思う。
- ・ 芸術系の大学としては障害児・者関連の授業を量的にも質的にも確保できているから。学生の間観、教育観の形成に一定程度役に立っているように感じられるから。
- ・ 実習を伴った理論と知識のバランスのある授業になっている。福祉分野との関連も意識している。
- ・ 障害児教育については、さらに充実させたい所だが、全体の割合からすると現在の容量が適正かと思われる。ただ、前述のとおり介護体験を実施する学生には、事前指導をより充実させる必要を感じている。
- ・ ほかに教授すべきことが多いため現状程度でよいと考えている。
- ・ 障害児に関する理解を求めることの重要性は認識しており、学生にももっと知ってもらいたいと思うが、イカウか迷う所である。現状以上に、科目数を増やすには難しく現状の中ではこれだけの指導ができていることで当面はよしと考えてもいいのではないかと思った。
- ・ 「福祉学」に関する専門科目中に障害児教育に関する科目が含まれている。
- ・ (A) の項目について本大学では「教育の基礎理論に関する科目」で障害児の教育を位置づけている。開講年次が 2、3 年であり、教職課程の理解がある程度できた上での受講となり、学習への取り組みの姿勢がよい。しかし、受講者数が 150 名を超えるため、授業方法に工夫が必要となっている。
- ・ 「障害者福祉論」を開講し、社会福祉士受験資格（必修）としている。

-
- ・ 長年、中学校、高等学校の現場で教師として教育に携わってきた人材を本学の教員に迎え、障害児、LD、不登校、非行についてなど、かなり広範囲にわたる障害児関連について生きた知識を教授できているのではと思われる。
 - ・ 教職科目と関わりのある「介護体験事前指導」や「人権教育論」の科目で充足していると思う。
 - ・ 教職に関する科目のどの科目においても、障害を受けている生徒の指導について取り上げることは担当教員で申し合わせているから。
 - ・ 福祉系学科を設けており、選択科目で教職課程履修者は受講できるため。
 - ・ 障害児教育は、教育の原点であり、教職科目のどこかに位置づけ指導する事は急務であった。本大学の現体制では満足している。
 - ・ 高等学校の工業と情報の免許状の取得を目指す学生に対して、限られた時間の中で一通りの理解を得させることは出来ている様に思われる。

カリキュラムや時間的余裕がないから

- ・ 学習過程の心理学にせよ、発達過程の心理学にせよ、障害児にかかわる諸問題に触れる時間に余裕がない。いつも最終時限の問題である。
- ・ カリキュラムの構成上「教職に関する科目」の科目の種類や授業時数を増やすことが困難なため、障害児教育に関して扱う内容が限られ、概論的なものになっている。
- ・ 工業の専科大学で教職を取り学生はかなり負担が大きく、これ以上科目を増やすことは難しい。
- ・ 私の教育相談の授業で軽度発達障害を中心に「学級の中にこんな子がいる」と話ができているので、現在はこの程度でよいと思っている。介護体験も単位外で行って、事前指導もあるので、これ以上負担を増やしたくない。
- ・ 障害教育関連科目を設置するのが困難である。
- ・ 現在でも、学生に提供している科目が多く、科目が重なっている学生が履修しにくい状況なので、できるだけ増やさない方向で行っている。
- ・ 本学では商学部、経済学部、社会福祉学部、外国語学部に教職課程が設置されている。免許法改訂により「教職に関する科目」の科目数、単位数が増大しているので、学生の側にも、教職課程専任(4人)にも、免許法が指定する科目、単位以上のもの

を設置履修する余裕は無い。

需要が低いから

- ・ 本学は、小規模大学であるとともに、学生たちは、三級海技士免状をとるために多くの科目を履修する必要があり、教職課程の科目数は必要最小限度にする限界がある。たしかに十分とはいえないが、就職する可能性が高い。水産高校では障害児教育の緊張度が高くないこともあり、やむをえないと考える。
- ・ 学生の進路として、盲、聾、養護の教員になるものがほとんどいない現状を考えると、今の設定状況で仕方ないと思う。
- ・ 統合教育の一般化に対応して、全ての教員免許状の取得に際して、障害児理解の学習が求められている。しかし、開放性の免許制度における音楽大学の教職課程教育は、音楽科の教職専門を重視すべきと考えるので、これ以上の拡充は避けるべきだと思う。

その他

- ・ P3に記載した科目以外でも例えば「生徒指導」系の科目でもトピックが扱われる等、学生の学習機会がいろいろな場面で設けられている点には満足している。しかし、「発達及び学習」の区分として設けられている科目「認知と人格の発達」は半期(2単位)ではスケジュールが過密であった所に加えて「障害」の内容が新法で要求されるようになったため、さらに過密さが増し、教え方に苦慮している。可能ならば通年での科目設定も考えるべきかと思う。
- ・ 現行制度においては、本学のように工業系の免許を複数取得させる場合教科に関する科目を相当数履修させるため、免許取得にはかなり負担が大きい。従って教職に関する科目については増加する方向ではなく、現科目の中では対処したい。
- ・ 将来、障害児についての理論をもっと深める教育内容にする必要がある。
- ・ 1年次を対象に障害児教育について基礎的な内容に接する機会があることで今後の特別支援教育時代へ対応する糸口となっている。一方、やはり特別支援教育の流れの中で通常教育と障害児教育の連続化が一層促されることを考えれば、今後、科目の増設は考えられるかもしれない。

-
- ・ 教職科目受講者に一定程度共通に履修させるのは物理的難しい。旧免許時代よりも「教育心理」等に一部として、障害児教育関連事項の取り扱いには(担当者の関心も有り)格段に高くなっている。
 - ・ 本学で取得できる免許教科に関して言えば、現在の設定状況では、回答した通りである。
 - ・ 特に単独の科目を設定するほどの必要性はないと感じているが、どこかである程度はふれていかなければならない内容だと判断している。
 - ・ 中学校免許取得に義務付けられることになった介護等体験にそなえるという意味で、また将来の高齢化社会に対応するための基礎と指定科目の8割を障害児者に関する内容を教授することは意義があると思っている。
 - ・ (養護学校教諭免許を出していないので)授業で扱うことが少ないので今後考えたいと思う。ただ、教育における人権、子どもの権利について、心の問題としても捉えることが出来るように日常の授業で語っており、学生も優しい人間性のある若者に育っているので今後の課題は上記の通りだが、ある程度の成果はあると思っている。
 - ・ 教育相談とは別に、「環境問題と教育Ⅰ.Ⅱ」を演習課題として提供しているが、この中で「介護等体験」で実習した特殊書学校の問題点について1年かけて学生に発表させ、ディスカッションを行っている。

d) 一部で障害児教育を扱う科目有り 大学の「多少不満」「大変不満」の理由

スタッフ不足だから

- ・ 障害児教育関連科目を教職科目の必須科目とすべきであるが、障害児教育教官は分野内で最も多くの負担を強いられ、担当できない状況である。
- ・ もう少し取り入れていく必要があるが、スタッフが3名しかいなく、負担増の点で難しい状況である。
- ・ 学部レベルでは、少人数教官スタッフでフォローするのに限界がある。大学院レベルで、教育学関連授業でLD等について言及してもらうものもある。
- ・ 現代社会の流れの中で障害児教育は不可欠と感じている。しかしながら、本学での教職課程においては専任教員との関連から十分な教育が行われていない状況にあ

る。従って、その不足を外部の養護学校の教師に来校して頂いて集中講義として実施している。

- ・ 教職を履修する学生が一学年あたり約千人弱いるが、障害児教育関連科目である（発達障害学研究）を履修する学生は、極少数（30人程度）である。さらに、教職必修科目である（教育心理学）では、多くの担当教員が、障害児教育の知識を習得しておらず、実態として障害児に関するテーマは、講義で扱われていない。
- ・ 本学は商科大学であるため、商業・経済・法律など専門の必修科目が多く、学生はこれらの卒業に必要な単位の取得に追われている。このような学生側の事情と大学側の事情（教職課程の教員が少ない）から、障害児教育に関する科目ばかりか、教育学、心理学の、さらに必要と考えられる科目が開設できない状況にある。
- ・ 障害児教育専門の教官が配置されていないせいもあり、障害児教育を取り扱う事業科目が単独には設定されていないから。
- ・ 科目が少ない、必須でない（教職では必修）。特別支援教育の流れから全ての教職学生に必修にすべき。
- ・ 大学の規模（受講生数）、関係教員数等の関係で、全体的に開設科目数、時間に制約があり、教員養成段階（学部課程）における、障害児教育に関しては最低限の基礎知識の習得レベルにとどまらざるを得ない。ただ、免許校種などからすれば関連した専門的知識・実務教育は採用後の研修などに期待する方が現実的でもあると考える。
- ・ ノーマライゼーションに反しているが、教師にその能力がないし、体制が整っていない。

カリキュラム上問題があるから

- ・ 障害児教育に関連する単独の科目として設定されていない。
- ・ 教養教育科目として障害児教育以外の学生に障害児教育の授業を開講しているが、（選択必修）教育科目の位置づけはできていない。今後、通常学級の教員に障害児教育の理解が求められる中で、早急カリキュラムの見直しをしていく必要があると思う。
- ・ 本学では教職科目外で「障害者論」という科目が設定されており、オムニバス形式

で医師や体育学領域の先生と組んで、私は精神科領域での身体的アプローチ（ダンス療法含む）について、講義することになっているが、（平成 15 年より）しかし、教職科目に位置づいているわけではない。中学・高校の現場で日々生じている問題を考えると、不足を感じざるを得ない。

- ・ 最近、特殊教育で採用検査を受験する学生が増えており、また特殊教育諸学校の講師になりたいと思っている学生も増えている中でそれに関する科目数があまりにも少ないと感じている。
- ・ 障害領域が物理的に限定されてしまう（教育心理学、発達心理学の中で扱っているため）。しかし、科目を新たに設定することは難しい。
- ・ 障害児教育に関する単独の科目が少ない。障害児教育を専門とする教員が少ない。（343）授業時間数（単位数）が少なく、十分な指導が行えない。
- ・ 時間が少ない。
- ・ 現在、大学の本体の専門教育科目には、「障害者福祉論Ⅰ、Ⅱ」「障害者心理学Ⅰ、Ⅱ」が開設されているが、教職科目としては「発達と障害」が開設されているにすぎないことによる。
- ・ 近年うちの大学でも、毎年数名の車椅子の学生（科目等履修生を含む）が入ってくるようになってきている。そのような状況は中学・高校でも起こっているだろうから、特に教員志望の学生には障害児教育についての理解が求められると思うが、それを専門に扱う授業の設定ということになると、カリキュラム上、困難であるのが実情である。

科目の設定が必要だから

- ・ 障害児教育関連が必修とされていないため。
- ・ 独自の必修科目の設定が必要であると考えているから。
- ・ 特別支援教育に向けた動向を考慮すると、専攻外の学生に対する履修を進めていく必要がある。
- ・ 基本的な障害児関連のこと、特別なニーズ関連のことは教員養成上必要と考える。
- ・ 前述「教職ガイダンス」において1コマとりあげられるようになったのもこの3年前である。（私、自身全ての教職科目の具体的内容を把握しているわけではないが

-
- もう少し取り入れられるべき内容であると思う。もしくは、単独科目（必修）が設定されるべきと考える。
- ・ 知的障害児以外にLDやADHDの問題がクローズアップしている。義務教育現場において、その知識のない教員の苦勞が多いと聞いている。この問題に対処するうえでも、義務教育の教員養成課程での科目の設定が急務だと考えるから。
 - ・ 障害児教育関連科目を単独で設定した方がよい。
 - ・ 学生が卒業後、障害児教育に関わる場合もあるので、科目の設定があればよい。
 - ・ 教育論や社会教育を辞めて、障害児教育があってもいい。
 - ・ 強制的視点からも、芸術と障害児教育の関わり方について、もう少し教職科目の内容に取り入れていく必要があると思われる。
 - ・ 教職を希望する学生全員に障害児教育関連科目を設定すべきだと考えている。ただ、担当している教職必修の授業で1コマは障害児教育にふれることができていますので、現状は仕方ない。
 - ・ 今後、特別支援教育が推進されることから、ここから教員になるものにとって障害児の理解、教育については誰もが分からなければならないことである。障害児教育関連科目を必修として設けなければならないと考えている。
 - ・ 教職科目全体の中で取り扱う必要がある。
 - ・ 単独科目がないから。
 - ・ 選択必修の科目としてごくわずかな授業で取り入れられているにすぎず、触れる機会のないままに終わってしまう学生も多くいる。上記科目が設定されれば障害児教育から自らの教育のあり方を考え、捉えなおす機会がより多くの学生に与えることができるので、より深い学びができるようになることを期待している。
 - ・ 独立した科目を選択科目で設置したいがまだ実現していない。
 - ・ (工学部) 関連科目が設置されていない。
 - ・ 必要性を十分に感じているため、学科の専門科目として開講しているが、教職科目として独立科目としては開講していない点から。
 - ・ 開講コマ数、単位数という制約の中で十分ではないが、現状の中での最大限の努力をしている。
 - ・ 今後障害児教育関連科目の開設を検討する必要性を感じている。

知識の教授が必要だから

- ・ 特別支援教育に移行するにあたり、受講者に対して障害の特性について理解させるだけでなく、その具体的な指導方法にまで踏み込んで理解させる必要があると考えるため。
- ・ 阪神間においても現在、通常の学級に障害のある児童・生徒が在籍しているために全ての教員が障害児教育に関する一定の専門知識を有していた方が望ましいため。
- ・ 例えば手話など情報障害に関わる対応についてコースにきちんとした形で取り入れる必要を感じている。
- ・ 障害を持った児童の就職率、医療的ケア、個々の児童の障害の内容と障害程度が十分に把握されていないと、適切な指導が実践できないと思われる。その考えは、障害とは何か、障害発生要因、障害を持った児童生徒の個性を教員を目指す学生に教育すべきだと考えている。
- ・ 特別ニーズを必要とする子どもたちが多いと言われる時代であり、そうした学びを教職科目に置いても保障していかないと将来、学生が教職に就いたときに対応できないと思われる。
- ・ 高機能自閉症、アスペルガー障害、学習障害、注意障害等疑われる児童、生徒のための特別教室やカリキュラムは現在の学校制度の中では十分整っているとはいえない。普段学級の中で生活し、いじめの対象になったり教師から叱られたりして不登校になる場合もある。教師はこれらの障害をもっと理解しなければいけないと考える。
- ・ 教育系学部(学科)ではないので、教職免許については関心が薄い様に思われる。これでいいのかと常を感じている。
- ・ 障害児教育に関わる情勢の変化に伴い、今後は「特別支援教育」への転換を図ることが求められている。この中で支援の場が居住する地域へと広がることになるので教員は全て多少なりとも障害児教育に関する知識や技能を持つ必要がある。質的に障害が多様化・複雑化し見分けにくくなっている。
- ・ 個に応じた障害児教育の考え方は教師の基本的な考え方として重要である。
- ・ 障害児と実際に交流したことの無い学生がほとんどなので、現実感のある理解をもたらす教育が難しい。介護等体験に送り出すときなど大丈夫かと不安が残ってい

る。

その他

- ・ 前回の免許法改正までは、教育科目に（障害児童生徒の理解）という科目があり、障害児教育講座と心理学講座が担当していたが、カリキュラムの見直しで発達心理学に含めて行うこととなった。教育実習の事前指導において、半日附属養護学校の参観実習を行っている。これは、非養成過程の学生も教員免許には義務としている。
- ・ 現場で求められる障害児教育に関する知見に十分対応していない。
- ・ 介護等体験のための事前オリエンテーションを行い、外来講師の方をお招きして講演を行っているだけにとどまっているため。
- ・ 法律上の必要最低要件をクリアしているのみである。
- ・ 充分検討されていない。
- ・ 複数担当者間での内容のすり合わせができていないので。
- ・ 半期の教育心理学の枠内では、障害児教育に関して十分な時間を使うことができない。
- ・ 現在は、介護等体験の事前指導の授業を必修としており、その中で、障害児関連の内容を扱っている。
- ・ コミュニティ福祉政策学科の専門科目との連絡が、まったく取れていない。今後の課題である。
- ・ 通常の小・中・高の資格を取得するにしても統合保育を考える上でも障害に対する理解は不可欠である。また、本学はユニバーサル、デザインで設計されており、デザイン学部では、そのような内容の授業もあるのに、教職との関連が理解されていない。
- ・ 本学は設立4年目に当たるのでまだカリキュラムの見直しは考えていない。
- ・ 教職科目全体が学部の科目に押されて時間割に収めること自体が困難。また、教職科目が卒業単位として認定されていないため、学生に過重な負担がかかっている。従って軽々しく障害児教育科目を上乗せ出来ない状況がある。
- ・ 単独で科目を設定しておらず、科目の一部として開講しているから。

-
- ・ 本来であれば、もう 1 科目くらい障害児関連の科目を設置したいところだが学生の負担等財政面の問題から足踏み状態のところである。
 - ・ 現在の科目(教養特別講義)が、①教職科目を履修する学生にも選択となっていること、②工学部ではバリアフリーなどの関連、③法学部では人権の観点から受講するなど、狙い、目的の巾が広汎であるため、教職に視点を集中する事が困難であるため。今後工夫していきたいと思っている。

e) 全く無し大学の「大変満足」「ある程度満足」の理由

カリキュラムが過密なので仕方がないから

- ・ 原則として、小中両方の免許状を取得させているため、カリキュラムが大変窮屈で、障害児関係科目を入れるのが困難である。
- ・ 本学は理工学部のため、カリキュラムが過密であり、教職科目については法的な最低限度の科目、時間数しか設けられない。これ以上内容を増やすのは不可能である。

教職科目以外で実施しているから

- ・ C 大学と協定しており、希望者は障害児教育関連科目を受講できる。
- ・ 本学では教職科目ではなく、教免法上の「教科又は教職に関する科目」として「障害児教育論」を開講しており、教職免許取得対象者向けに障害児に対する理解を深める教育を行っている。
- ・ 本大学では中学校の教員免許の科目として社会福祉施設などで介護などの体験実習を行っている。
- ・ 教職科目としてではなく、専門の選択科目として複数科目開講している。従って教職課程の履修の有無にかかわらず、障害児教育関連科目を多くの学生が受講している。

その他

- ・ 開学 4 年目の新設校であり、卒業 1 期生も未だ卒業前の現在は、商業科目の設定状況をトータルで検討できる時期に至っていない。課程認定申請時に満足のゆくカリキュラムで申請し認定を受けている。今後学部のカリキュラムを検討する際に、教

職課程科目の内容も検討される見込みである。

- ・ 本学部（社会福祉学部）では、教職課程履修者に対して基礎免許と養護学校教諭の両方の免許取得を指導しており、基礎免許だけではなく、養護学校教諭の免許も併せて取得している。このため、障害児教育については十分な教育を行っている。
- ・ 今後の取り組みである。
- ・ 障害児教育科目の設定は、重要であるが現状では、設置は困難である。
- ・ 「情報(高校 1 種)」の免許取得が可能なのだが、現状として採用が期待薄であり、そういう中、学生に障害児教育関連科目の負担を増す事は酷である。ただ、現場において障害児教育関連科目の履修は重要である事は認識している。

f) 全く無し大学の「多少不満」「大変不満」の理由

介護等体験のために必要だから

- ・ 介護体験で附属養護学校と施設に行くので、障害児教育関連科目の勉強は非常に大切なためである。
- ・ 介護等体験に関連して、障害児教育に対する理解を深める必要がある。
- ・ (理工学部) 介護体験等によりこの関連への興味を持つ学生の芽を育むことができないため。

教員が不足しているから

- ・ 従来、障害児教育関連科目としては「特殊教育の研究」という科目を教職科目の中に開設していたが、前回の免許法改正に伴う(再)課程設定の際に廃止した。理由は、その関連科目を担当できる専任教員がなく、非常勤講師に依頼していたのだが、その予算を他の科目に充てる必要があったため。
- ・ これまでスタッフ不足の関係で全く障害児関連科目を設置していないが、このままでいいというわけにはいかない。これから検討していきたい。
- ・ 専任の教師がない。
- ・ 障害児教育を専門としない教員(臨床心理学専攻)が担当している。

教職科目以外で設定されているため

- ・ 教職科目の中に必修科目として障害児教育関連科目を位置づけたい。ただし、障害児教育教員養成課程の障害児教育関連科目を他の課程の学生が受講することは可能である。
- ・ 福祉系大学だから、障害児関連科目がある。しかし、教育というより福祉という枠の科目である。したがって、教育的視点は必ずしも十分ではない。
- ・ 教職科目ではなく、共通科目に今年度から「障害児教育」を設定したが、教職履修者が必ず履修するかは未定である。今後、履修するような方向付けが検討されるべきであろう。
- ・ 教職科目ではないが、学科の専門科目として障害者心理学を開講しているが、全ての教職履修者が受講するわけではないので、将来教職についたときのことを考えると教職課程を履修するものは授業の一環としてでも障害児に関する内容を取り入れたものを開講した方が良いのではないかと思う。

その他

- ・ 条件が許せば、そういう科目の開設も考えていきたい。
- ・ 現状、教育学部の専門科目（教科に関する科目に選択）に「障害児教育」と言う科目が配当されているが、今後関連科目を設定していく必要性はある。
- ・ 今後可能であれば設定していきたいと考えている。
- ・ 検討が必要である。
- ・ 本学は高等学校の理科と農業の免許状が取得可能である。障害児教育関連科目については設定する必要があると考えているが、本学では開講できないのが現状である。
- ・ ノーマライゼーション社会の実施をめざすこと、あるいは「特別支援教育」を推進するという観点に立てば、教員をめざす者には誰でも、障害児教育の概論は学んでおくべきと考える。
- ・ 本学は、障害児教育に関連している科目がほとんどないので、設定の必要性は感じているが、現状はなかなか厳しい状況である。
- ・ 現行の免許法では全く触れることがなくてよいことになっている。何かの科目で含める等の方策はあってもよい。但し、新たな科目を設けて単位数を増やすことは好

ましくない。

- ・ 学生の関心を向けるのに科目を設定したほうがよいと思われる。
- ・ 「福祉システム工学科」があるにもかかわらず、標記のような関連科目がない。
- ・ 通常学級においても、特別に配慮が必要な児童生徒が存在しており、教職科目に設定するのが望ましい。
- ・ 現在高等学校教員養成課程のみであるが、中学教員の課程も一部教科ではあるが申請中で、上記関連科目についても考えたく思っている。
- ・ 本学には音楽療法コースがあり、その中では障害児に関する科目の設定がされているが、教職科目は全く無いのが現状である。養護学校へ就職していく学生も居り、これでは心配である。
- ・ 障害児教育についてある程度の知識は必要である。
- ・ 障害児教育関連科目の必要は認識しているが現状そこまで手が回らない。
- ・ 教職についた後、養護学校に赴任することもあり、ある程度は取り上げるべきだと思う。

4. まとめ

本調査の結果、「発達・学習」において障害児教育関連科目を必修化しなければならないとする規定に厳密に従うと、約4分の3の大学が法令違反の状況であり、特に、小学校課程がない大学においてこの点が顕著であった。また、科目が設定されていても、一部でしか障害に関する内容を扱わない科目が全体の4分の3以上を占めていた。加えて、その内、障害の内容に配分されている時間が2割以下という科目が6割近くを占めており、量的・質的に不十分な状況であることが認められた。このような実態にも関わらず、大学関係者の意識を低く、見直し作業を行っていない大学や、現状で良しとする大学が多かった。今後は、教育職員免許法における義務内容、すなわち、障害児教育関連科目を、教職科目の中の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」において必修として設定すべきことを、行政側から各大学に早急に周知徹底すべきである。

第 4 章

教職科目における障害児教育関連科目受講生の科目に対する意識

1. 目的

障害児教育関連科目を受講した学生の障害児教育に対する意識や受講科目に対する考え方を把握することを目的とした。

2. 方法

(1) 対象

障害児教育の科目を1年次に必修として設定している教員養成系のB大学の1年次の全学生451名であった。

(2) 方法

授業最終日の当該授業時間の一部を使い、直接配布し、記入後、その場で回収した。

(3) 内容

内容は以下の通りであった（資料3参照）

- ①教職に就く希望
- ②障害児教育に対する関心
- ③障害児教育に携わる希望の有無
- ④障害児教育関連科目が必修であることについての考え
- ⑤授業時間数に対する意識
- ⑥対象学年について

(4) 調査時期

平成15年7月

3. 結果及び考察

(1) 教職に就く希望

図4-1は、将来、教職に就く希望があるかどうかについて尋ねた結果を示したものであり、表4-1はその理由についての自由記述をまとめたものである。

「大変ある」と「ある」と回答した者が7～8割に達していた。その一方で、教員養成系の大学であるにもかかわらず、2～3割の学生は教員志望ではないという実態も明らかになった。これは、受講学生の中に、教員免許状を取得することと教職を希望することが一致していない学生が既に1年次の段階でいることを示しているといえよう。また、男女間での違いはみられなかった。

「大変ある」と「ある」の理由をみると「夢だから」が最も多く、次いで、「教えたいことがある」が挙げられていた。

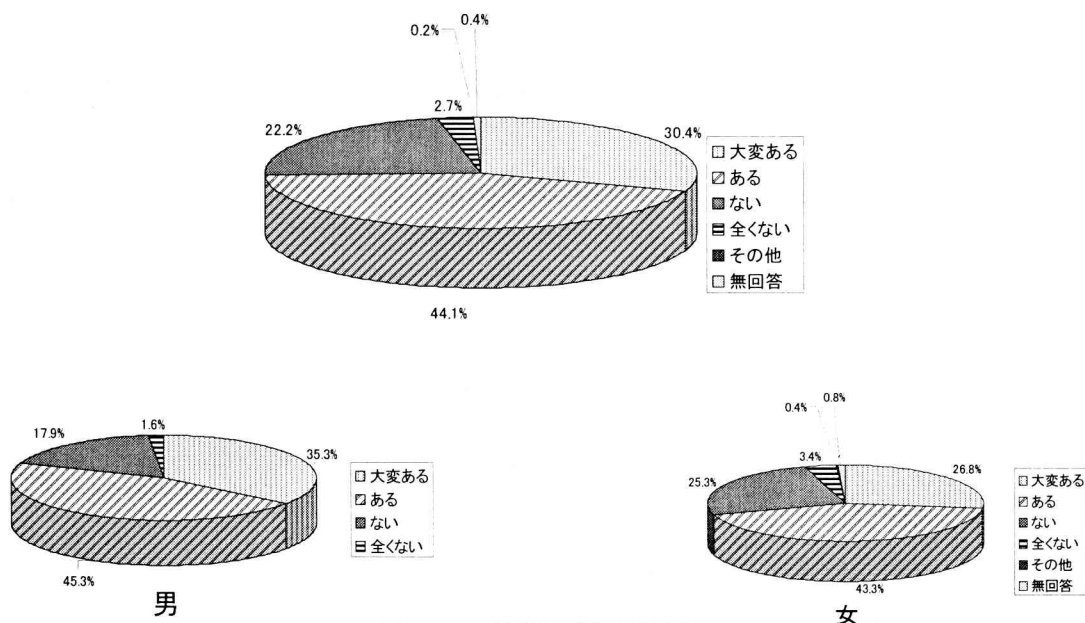


図. 4-1 教職に就く希望

4-1 理由についての自由記述の分類

a) 「大変ある」と「ある」の理由

	人数
子供が好きだから	27
教えたいことがあるから	35
夢だから	64
恩師にあこがれたことから	14
教員に向いているから	4
教えることが好きだから	11
役に立ちたいから	1
自分の時間ができるから	2
経済的安定のため	12
選択肢の一つとして	18
今の教育を変えたいから	5
子供を育てたいから	3
子供とかかわりたいから	13
子供の手助けをしたいから	5
興味があるから	21
楽しみたいから	7
その他	29
計	271

b) 「ない」と「全くない」の理由

	人数
他にやりたいことがあるから	60
自信がないから	18
子供が嫌いだから	2
学校の方針に不満があるから	4
その他	11
計	95

(2) 障害児教育に対する関心

図4-2は、将来、障害児教育に対する関心について尋ねた結果を示したものであり、表4-2はその理由についての自由記述をまとめたものである。「大変ある」と「ある」を合わせると365人(80.9%)と8割以上を占めており、学生の障害児教育に対する関心が強いことが明らかとなった。また、男子より女子の方が関心は強いという傾向がみられた。受講学生にとって、これまでの小中学校や高等学校での障害児との出会い、接触、加えて、テレビや映画などのマスコミを通してみる障害者の姿、コミュニティのなかでみかける印象、などを通して、障害児・者やその教育への関心が高いものと考えられる。そして、本調査は授業開設期間の終了時におこなったことから、授業の受講をとおして障害児教育への関心が高まったこともあげられる。その要因のひとつとして、ビデオ教材を用いたり、白杖や車椅子等を使用したりするなど実体験的な学習形態を採り入れたことが考えられる。一方、B大学では「介護等体験実習」を1年生で実施していることから、障害児・者のいる特殊教育諸学校や社会福祉施設で障害者と出会う機会が必ずある。調査項目にはなかったが、受講生の授業中の感想文のなかで、実際に障害者と接するなかでの疑問や戸惑いなどに対して理解が深まったこと、基本的な知識があつて接することはそうでない場合と大きく違うこと、障害者との出会いや接触経験があつて授業に対する興味・関心が高まった、などの声が聞か

れた。こうした「介護等体験実習」との相乗効果も、本結果に反映されたことが推測される。

自由記述では、「大変ある」「ある」の理由として、「身近にいたから」が最も多く、逆に「ない」「全くない」の理由としては「接したことが無いから」が最も多く、障害児との接触や関わりの経験が重要であることが示唆された。

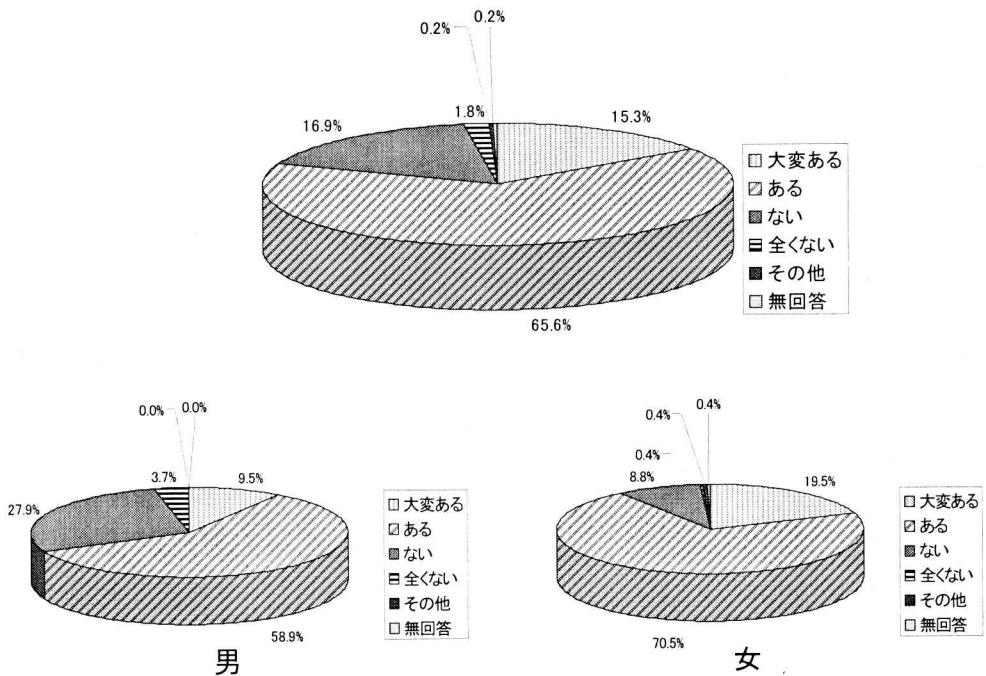


図 4-2 障害児教育に対する関心

表 4-2 理由についての自由記述の分類

a) 「大変ある」と「ある」の理由

	人数
身近にいたから	65
興味関心があるから	57
教員として将来必要だから	23
必要な知識だから	57
通常学級での授業の進め方を知りたいから	40
障害児の教育の仕方（接し方）を知りたいから	37
あまり知らないから	10
その他	16
計	305

b) 「ない」と「全くない」の理由

	人数
理解できないから	6
興味がないから	14
接したことが無いから	19
その他	17
計	56

(3) 障害児教育に携わる希望の有無

図 4-3 は、障害児教育に携わる希望の有無について尋ねた結果を示したものであり、表 4-3 はその理由についての自由記述をまとめたものである。「大変ある」は 9 名 (2.0%) とほとんどいなかった。しかし、「ある」と合わせると 151 人 (33.5%) となり、3 分の 1 以上の学生が障害児教育に携わる希望があった。この傾向は、男子よりも女子の方が強かった。2 の「障害児教育への関心は高い」

という結果に比べ、実際に自分が障害児教育に携わる教師になろうとする希望は低下することが伺われた。自由記述をみてみると、「大変ある」「ある」の理由としては、「関心があるから」が最も多く、次いで「教員になったら必要だから」がほぼ同数で挙げられていた。障害児教育についての知識、技能がすべての教員にとって必要であるという認識が学生の間には存在することが認められた。一方、「ない」「全くない」の理由として、「自信がないから」が最も多く挙げられており、関心はあるものの、専門的な知識、技能がないことに不安を感じている様子が伺われた。これらのことより、大学では、学生に障害児教育に関する講義を積極的に設けて、学生が自信を持って教育現場に出て行かれるようなカリキュラムの編成を検討する必要があるといえよう。

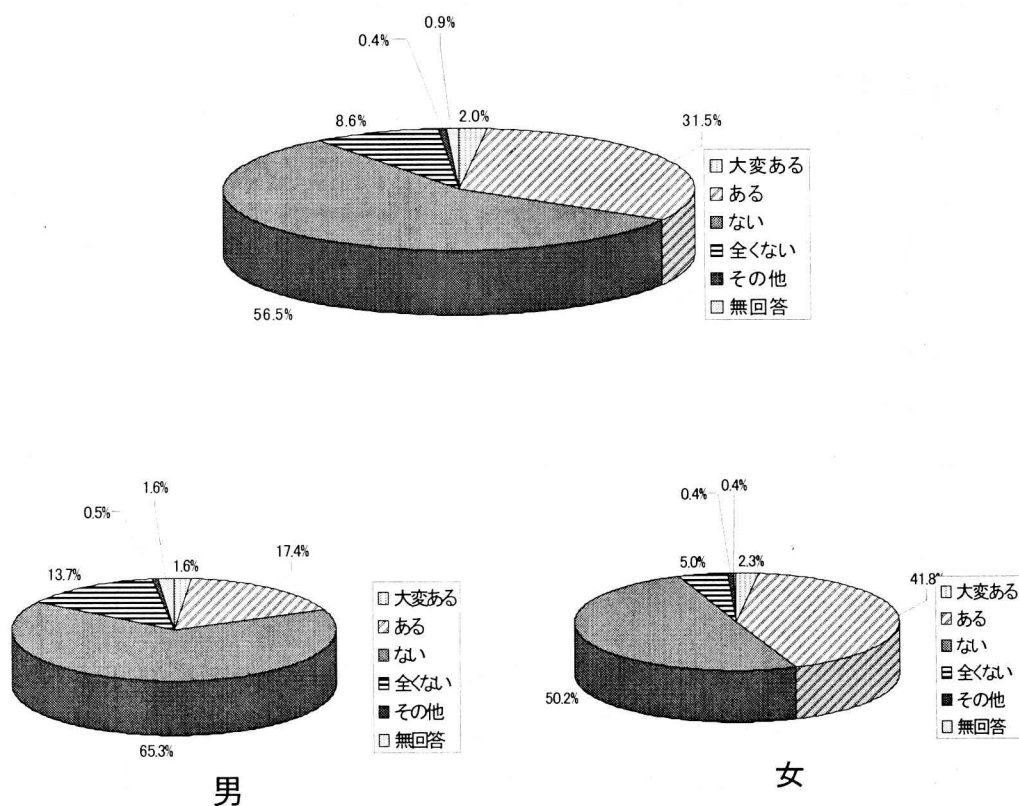


図 4-3 障害児教育に携わる希望の有無

表 4-3 理由についての自由記述の分類

a) 「大変ある」と「ある」の理由

	人数
身近にいたから	8
関心があるから	26
教員になったら必要だから	24
その他	47
計	105

b) 「ない」と「全くない」の理由

	人数
興味が無いから	65
自信がないから	77
苦手だから	17
限定したくないから	14
ほかの場面で関わりたいから	6
必要ならば関わるから	8
その他	22
計	209

(4) 障害児教育関連科目が必修であることについての考え

図 4-4 は、障害児教育関連科目が必修であることについて尋ねた結果を示したものであり、表 4-4 はその理由についての自由記述をまとめたものである。

「大変必要である」と「必要である」を合わせると 439 人 (97.3%) となり、ほとんどの学生が障害児教育を受講する必要性を感じていることが明らかになった。これは、授業を通じて、普通学級のなかに障害児や特別な教育上のニーズの

ある児童生徒が多数在籍する現状を知り、加えて、障害のあるなしにかかわらず「子どもの教育」にとって障害児教育が必要であることを受講学生が理解したためと推測される。自由記述をみると、「将来のために必要な知識であるから」「すべての人に必要な知識だから」「教職に就くときに必要だから」がほぼ同数で挙げられており、教員にとって必要な知識であることはいまでもなく、一般の人々にとっても必要であるという認識を学生が持っていることが明らかになった。

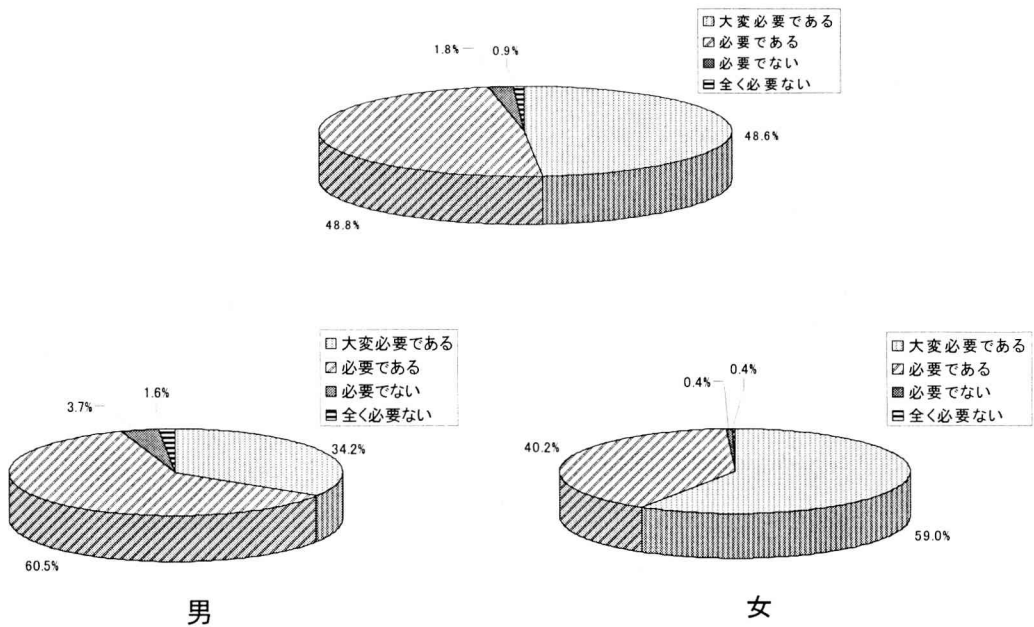


図 4-4 障害児教育関連科目が必修であることについての考え

表 4-4 理由についての自由記述の分類

a) 「大変ある」と「ある」の理由

	人数
将来のために必要な知識であるから	87
全ての人に必要な知識であるから	85
障害児教育を知るきっかけになったので必要だから	41
教育学部には必要な科目だから	10
障害児と関わる時に必要だから	14
教職に就くときに必要だから	82
ニーズがあるから	2
その他	26
計	347

b) 「ない」と「全くない」の理由

	人数
主体的に学ぶ気がなければ授業を聞いていてもムダになる。	
知るなら中途半端ではいけないと思う。誤解があると知らないより悪いと思うから	1
やりたい人だけでいいと思うから	1
興味のない人はかわいそうだから	1
重要なことだが、他にももっと必要なことがあると思うから	1
障害児に関わる仕事に就かないかぎり必要ないと思うから	1
教官の熱意が感じられないから	1
めんどくさいから	1
教養系なので必修ではないから	1
計	8

(5) 授業時間数に対する考え

図4-5は、障害児教育関連科目が15コマ(2単位)であることについての考えを尋ねた結果を示したものであり、表4-5はその理由についての自由記述をまとめたものである。「丁度よい」が293人(64.9%)で、6割以上の学生が現状に満足していることが明らかになり、概ね妥当であると判断されていたようであった。男女間による差は見られなかった。自由記述をみると「一通り学べるから」「内容が充実しているから」が挙げられており、15コマあれば、基本的な事項は一通り教えることができ、内容面でも学生が満足できるものとなることが伺われた。

一方、「少ない」とする学生も131人(29.0%)と3割近くおり、その理由としては「内容をもっと学びたいから」が挙げられており、障害児教育を今以上に勉強したいとする学生もかなりいることが明らかにされた。これは、授業を通して、障害児教育への学習意欲の向上と必要性の意識が高まったことを示唆していると考えられる。

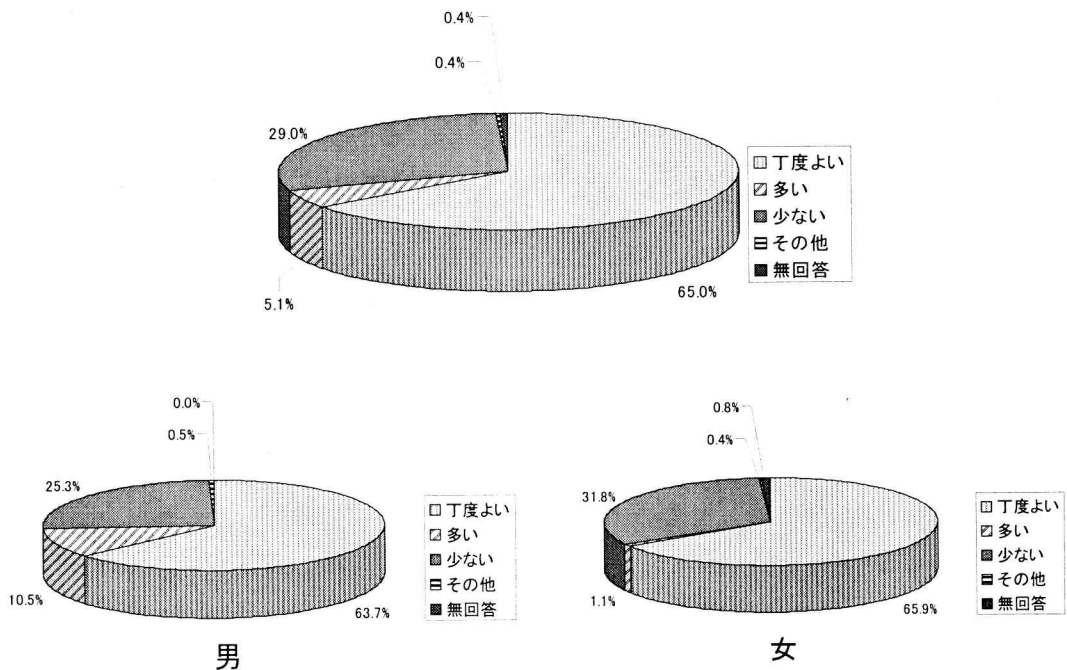


図4-5 授業時間数に対する考え

表 4-5 理由についての自由記述の分類

a) 「丁度よい」の理由

	人数
あまり多すぎても理解できないから	9
一通り学べるから	26
他の授業との折り合いから	13
一般的な教養程度では適当だから	7
足りない部分は、他の授業で補えばよいから	6
内容が充実しているから	15
もう少し必要だから	5
その他	43
計	124

b) 「多い」の理由

	人数
多い気がするから	2
内容がないから	1
もう少しスピードを上げられそうから	1
授業のペースは早い教科書中心に自分でもできるから	1
ポイントをしぼるべきであるから	1
広く浅くなりがちなので分野をきっちり学びたいから	1
一通りの障害の事を勉強できるから	1
他の授業がおろそかになるから	1
知識を得て、どうにかなる問題ではないから	1
ここまでする必要はないと思う。やる必要がないから	1
多くも少なくもないから	1
できれば少ない方がいいから	1
2時間くらい集中してやれば十分だから	1
疲れたから	1
苦痛だから	1
計	16

c) 「少ない」の理由

	人数
内容をもっと学びたいから	81
時間的にも必要であるから	10
表面的知識だけでは、実践に役立たないから	6
その他	6
計	103

(6) 履修年次について

図4-6は、1年次で設定されていることについての意見を尋ねた結果を示したものであり、表4-6はその理由についての自由記述をまとめたものである。

「適当である」とする学生は333人(73.8%)であり、4分の3の学生が現状でよいと考えているようであった。また、男子よりも女子の方が「適当である」と考える傾向がみられた。理由としては「早くから教わりたいから」が圧倒的に多く挙げられており、できるだけ早く障害児教育に関する内容を提供して欲しいと学生は考えていることが明らかとなった。第3章の結果では、2年、3年、1年、4年の順で設定されている科目が多く、学生の意識とは異なる結果であった。

一方、「早い」とする学生も108人(23.9%)おり、その理由としては、「将来との関連性がないから」、「1年次では実際の現場に出たら忘れそうだから」、「教養が深まってからがいいから」、「内容が難しいから」などが挙げられていた。

履修年次については、できるだけ早い方がよいのか、又は、通常の学校教育に関する基礎・基本的なことを学んだ後の方がよいのか、それぞれ、一長一短であるが、今回の学生の意見を考慮に入れたカリキュラム編成が必要となろう。また、「介護等体験」との関連性を踏まえての履修年次の検討も必要であると思われる。

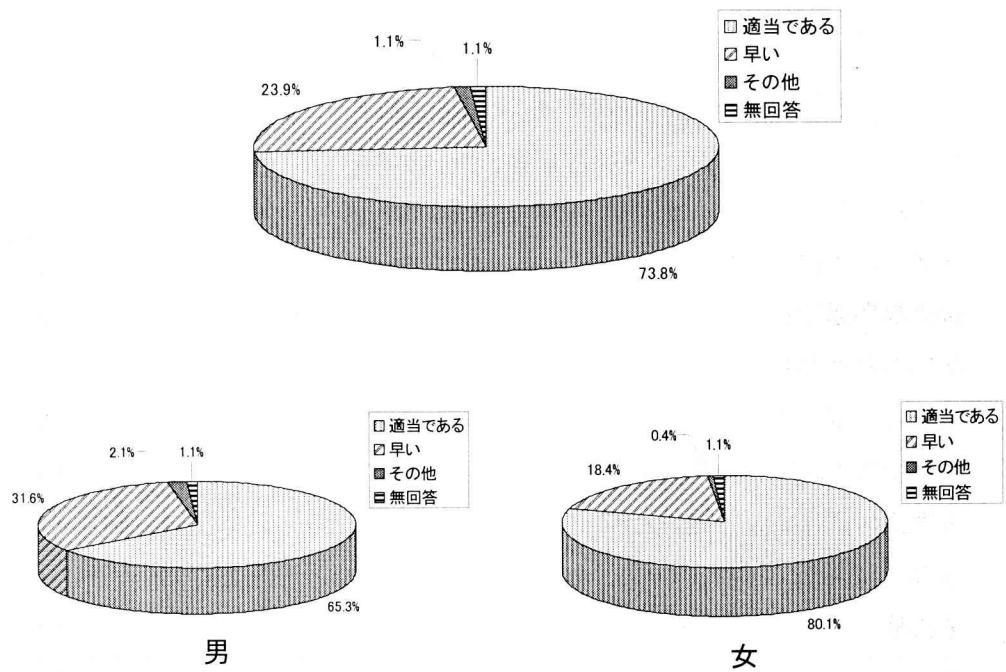


図 4-6 対象学年についての考え

表 4-6 理由についての自由記述の分類

a) 「適当である」の理由

	人数
早くから教わりたいから	107
2年次以上は忙しいから	26
身近な問題であるから	16
早いかどうかわからないから	7
継続して学びたいから	16
1年次でも理解できる内容であるから	14
大学入学前にも学びたいから	3
学年に関係なく学びたいから	7
その他	13
計	209

b) 「早い」の理由

	人数
教養が深まってからがいいから	18
内容が難しいから	5
将来との関連性がないから	33
内容が薄いから	2
1年生は忙しいから	3
1年次では実際の現場にでたら忘れそうだから	25
興味・関心がないから	4
その他	8
計	98

4. まとめ

障害児教育に実際に携わりたいと考えている学生は3分の1程度であるが、障害児教育に対してはかなりの学生が関心を持っていることが明らかになった。また、障害児教育が必修であることについて、ほとんどの学生が必要であると考えており、より深く学習したいという学生も3割近くあり、大学生の意識の高さが伺われた。第3章で指摘した大学のカリキュラムの実態に比べて、学生の意識は進んでおり、大学側が早急に対応すべきであることが伺われた。

第5章

現職教員の大学における障害児教育関連科目に対する意識

1. 目的

教員養成学部において障害児教育専攻以外の学生に対する障害児教育関連科目を、どのような形式で、どのような内容を取り入れてカリキュラム上に位置づけるべきかについて、教育現場で実際勤務する教師に意識調査を行い、大学における障害児教育関連科目の設定のあり方について検討することを目的とした。

2. 方法

(1) 対象

A県の小・中学校の教員205名とB県のC大学大学院に派遣されている現職教員162名の計367名であった。

(2) 方法

A県では調査用紙を配り、郵便で返送してもらった。B県では調査用紙を配り、大学内で回収袋により回収した。

(3) 内容

質問用紙の構成は以下の通りであった（資料4参照）。

- ① フェースシート（6項目）
- ② 教員養成学部における障害児教育専攻以外の学生の障害児に関する知識や技能の学習の必要性
- ③ 大学における障害児教育関連科目の設定形式
- ④ 障害児教育関連科目の履修のあり方
- ⑤ 障害児教育関連科目の内容のあり方
- ⑥ 大学在学中の障害児教育関連科目の履修

⑦ 障害児に関して必要を感じる知識や技能

(4) 調査時期

平成 15 年 7～10 月

3. 結果及び考察

(1) 対象者の属性

A 県は 175 名、B 県は 105 名の計 280 名の教員から回答を得た。回収率は 76.3% であった。

① 性別

A 県は男性 56 名、女性 119 名、B 県は男性 85 名、女性 20 名であった。

② 年齢 (図 5-1)

年齢層は 35～39 歳代が最も多く 79 名 (28.2%)、次いで 40～44 歳代 59 名 (21.1%)、45～49 歳代 54 名 (19.3%) の順であった。

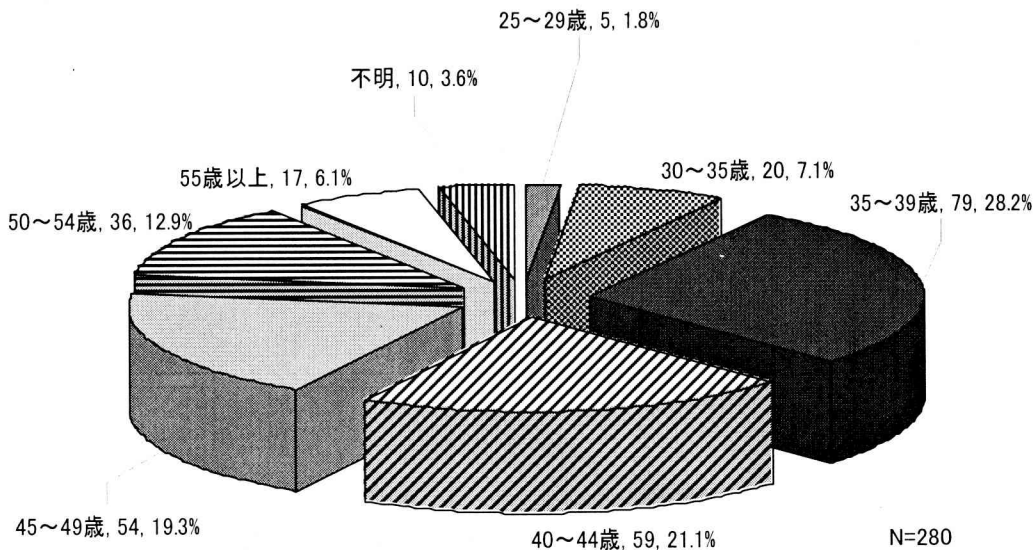


図5-1 年齢別人数及びパーセンテージ

③ 卒業した学部・専攻（図5-2）

卒業した学部・専攻は教員養成学部障害児教育専攻 17 名（6.1%）、教員養成学部障害児教育専攻以外の専攻 175 名（62.5%）、教員養成学部以外の学部 88 名（31.4%）、不明 100 名（35.7%）であった。

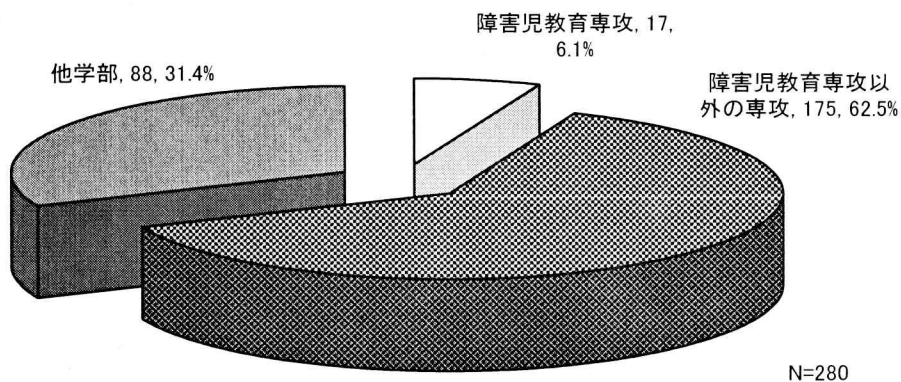


図5-2 卒業した学部及び専攻別人数及びパーセンテージ

④ 所属（図5-3）

小学校では 174 名（62.1%）、中学校では 106 名（37.9%）であった。

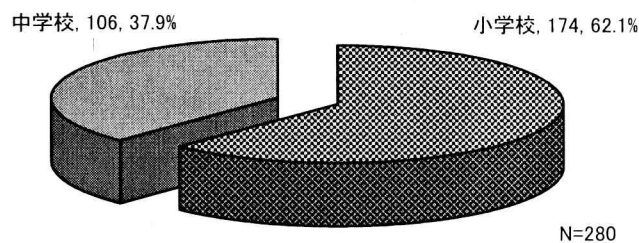


図5-3 所属別人数及びパーセンテージ

⑤ 所有教員免許状（図5-4）

所属は高等学校が最も多く167名(34.3%)、次いで中学校128名(26.3%)、小学校120名(24.6%)、養護学校68名(14.0%)の順であった。

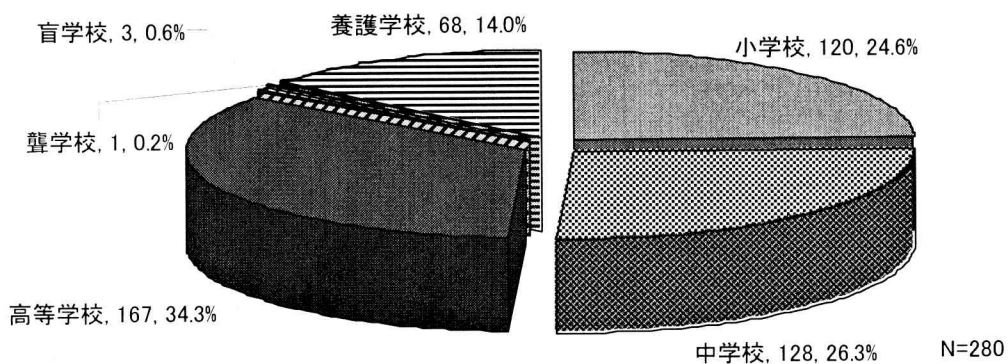


図5-4 所有教員免許状別人数及びパーセンテージ(複数回答あり)

⑥ 教職経験（図5-5）

全教職経験年数は10～20年未満の者が最も多く144名(51.4%)、次いで20～30年未満の者80名(28.6%)の順であった。

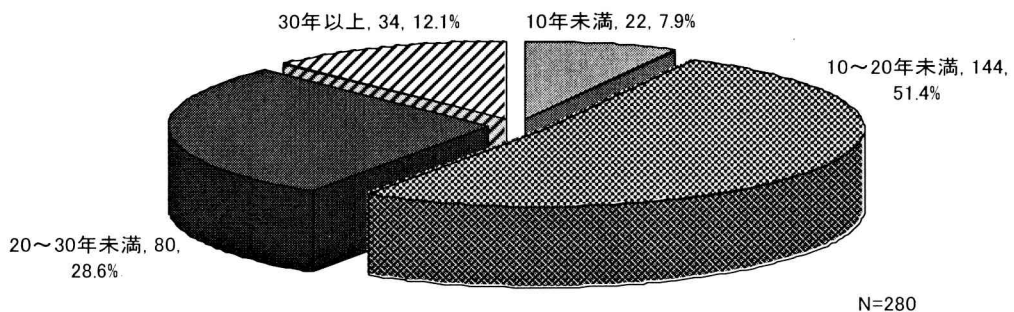


図5-5 教職経験別人数及びパーセンテージ

(2) 障害児に関する知識や技能の学習の必要性 (図5-6)

教員養成学部において障害児教育専攻以外の学生も障害児に関する知識や技能について学習する必要があると思うかの問いに対しては、「とてもそう思う」と考える者が85.0%と約半数を占めており、必要性を感じている教員が多いことが明らかにされた。

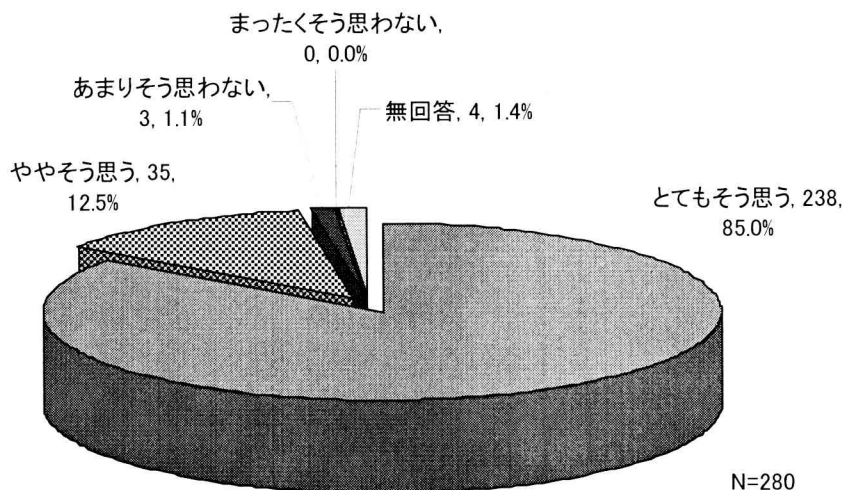


図5-6 障害児に関する知識や技能の学習の必要性に対する回答別人数及びパーセンテージ

またその理由を自由記述により尋ねたところ、図5-7のようになった。「通常学級にも障害児が在籍しているから」が最も多く、その他にも「今後通常学級にも障害児が在籍するようになるから」、「特別支援教育が始まるから」が挙げられており、近年の障害児教育を取り巻く環境の変化が大きな理由であることが察知された。また、2番目の理由として、「障害児教育は教育の原点であるから」が挙げられており、時代の動きに関わりなく、教育に携わる者として必須の内容であるとの認識も強いことが伺われた。

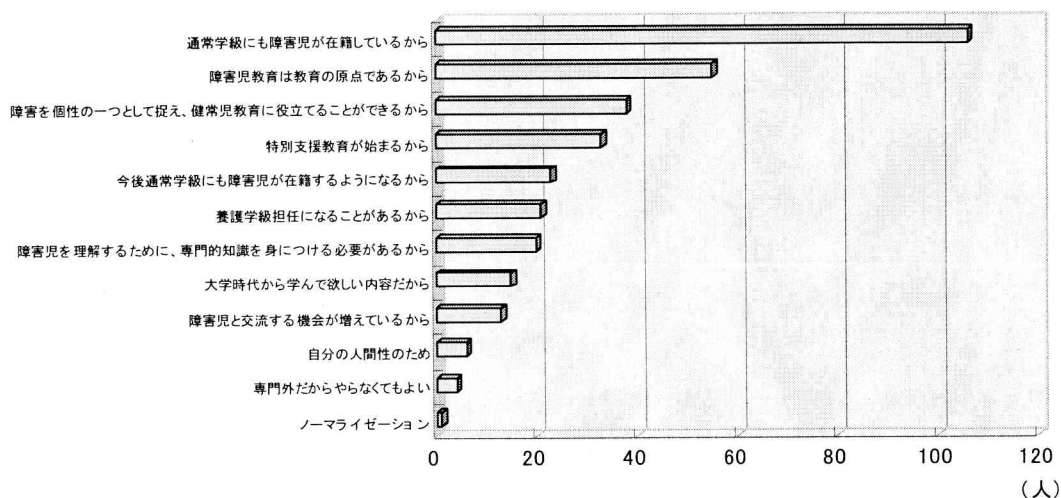


図5-7 障害児教育専攻以外の学生も障害児に関する知識や技能を学習する必要があると思う理由

(3) 障害児教育関連科目の設定の形態 (図5-8)

大学において障害児教育関連科目についてどのような形で設定することが望ましいと考えるかという問いに対しては、『『障害児の発達と教育』のような障害児に関連する単独の科目を設定する』のがよいと考える者が48.6%を占め、『『発達と学習』のような教職科目の一部で障害児に関する内容を取り入れる』のがよいと考える者33.6%を上回っており、障害児教育の科目を単独で設定するのが望ましいと考える

教員の方が多いことが明らかとなった。

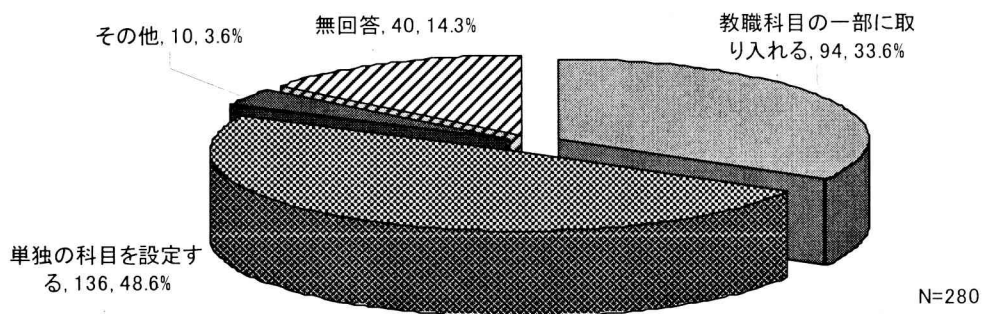


図5-8 障害児教育関連科目の設定の形態別人数及びパーセンテージ

またその理由を尋ねたところ、図5-9-a)及びb)のようになった。

「単独がよい」とする理由としては、「専門的に深く学ぶため」が最も多く、十分な授業時間を確保するためには、単独がよいと考えていることが伺われた。その一方で、一部で扱うのがよい理由として、「障害と名打つのはよくないと思うから」が挙げられているのに対して、単独がよいとする理由として「障害と名打つことで意識的に学ぶことが可能になるから」が挙げられており、この点については、立場により見解が異なる難しい問題であることが伺われた。

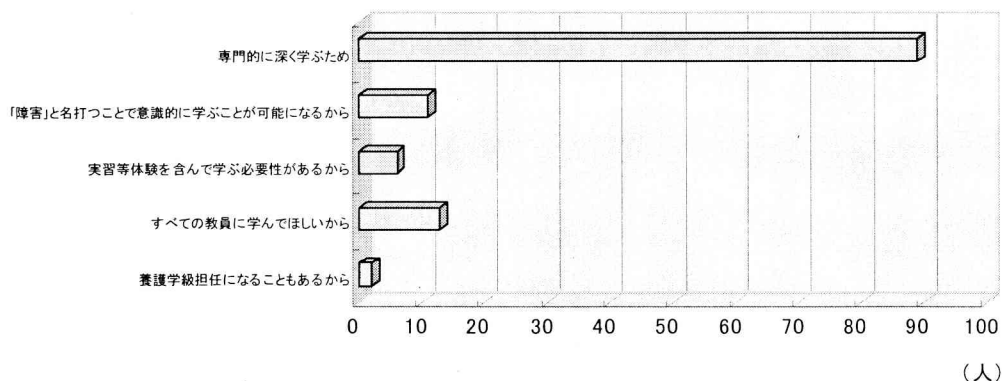


図5-9-a) 障害児教育関連科目の設定のあり方(障害児に関連する単独の科目を設定するのがよいと考える理由)

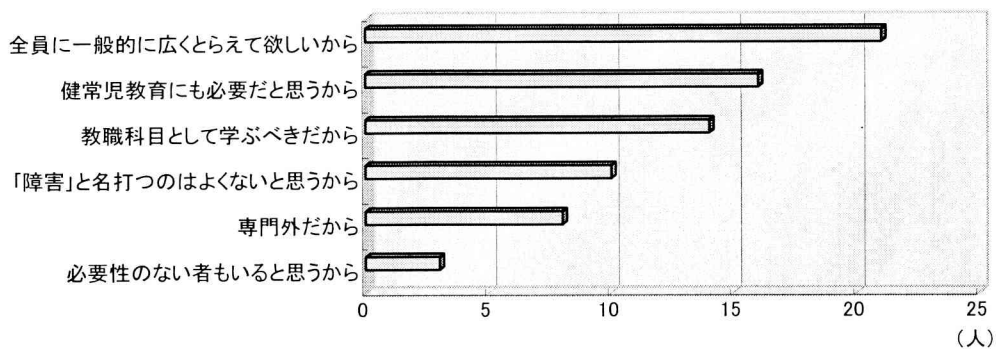


図5-9-b) 障害児教育関連科目の設定のあり方(教職科目の一部で障害児教育に関する内容を取り入れるのがよいと考える理由)

(4) 必修と選択について (図5-10)

障害児教育関連科目についての履修は必修と選択のどちらが望ましいと考えるかという問いに対しては、「必修」がよいと考える者が86.4%であったのに対し、「選択」がよいと考える者は7.1%であり、「必修」とすることが必要であるとする者の方が多かった。

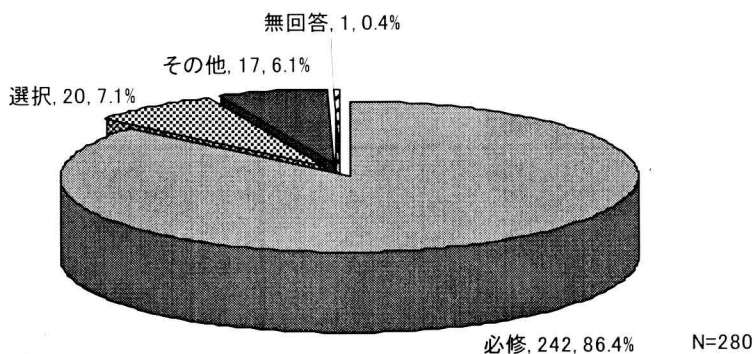


図5-10 障害児教育関連科目の設定の形態に対する回答別人数及びパーセンテージ

またその理由を尋ねたところ図 5-11-a) 及び b) のようになった。

必修がよいという理由としては、「教師として全員に必要なと思うから」が最も多く、今後はすべての教員が障害児教育についての知識を持つべきであると考えていることが明らかになった。その一方で、選択がよいという理由として「専門外だから」を挙げている者もあり、意識改革が必要な教員も少なからずいるようであった。

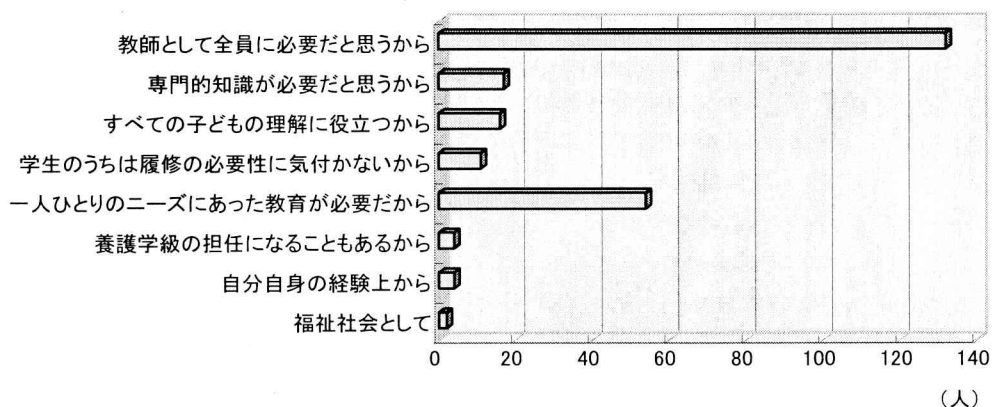


図 5-11-a) 障害児教育関連科目についての履修のあり方(必修がよいと思う理由)

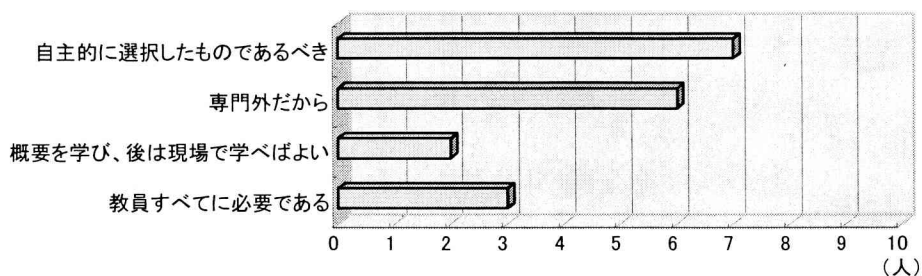


図5-11-b) 障害児教育関連科目についての履修のあり方(選択がよいと思う理由)

(5) 大学での障害児教育関連科目の履修の有無 (図 5-12)

大学在学中に障害児教育関連科目を履修したことがあるかという問いに対しては、

「ない」と答えた者が 76.1%であるのに対して、「ある」と答えた者は 22.1%にとどまっていた。現場の教員の 4分の3以上が大学で障害児教育についての教育を受けておらず、今後研修等で対応していく必要があることが示唆された。

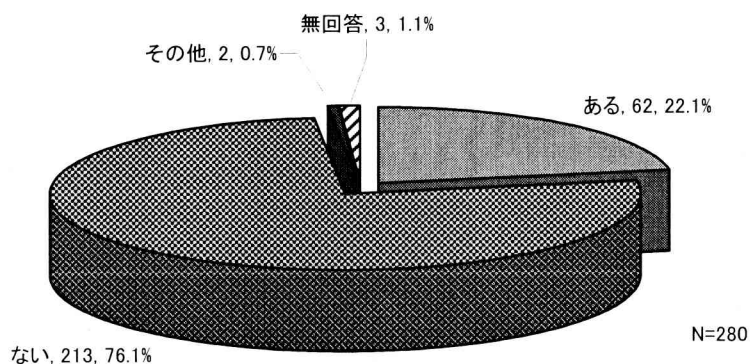


図5-12 大学での障害児教育関連科目の履修の有無に関する回答別人数及びパーセンテージ

また「ある」と答えた者に履修した科目の中で教員になって役に立ったと思うものがあればその内容を書いてもらったところ、図5-13のようになった。「実習等の体験」が役に立ったという回答が多く、次いで、「障害児教育概論」、「指導法」、「教育の見方、捉え方」が続いた。体験を重視する一方で、全体的な知識も必要と感じているようであった。

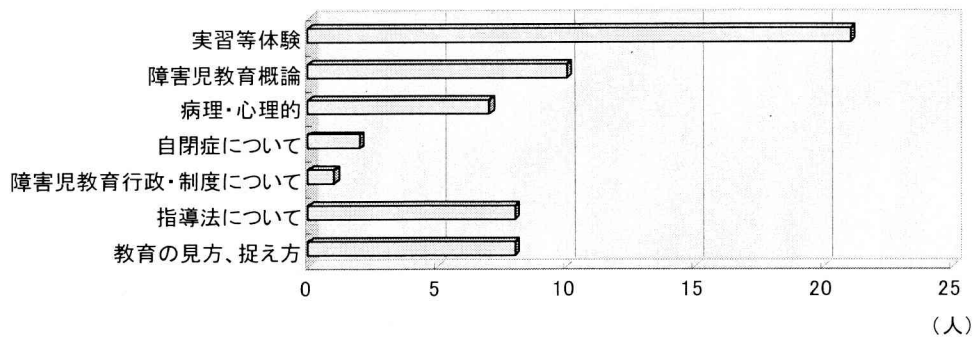


図5-13 大学在学中に役に立ったと思う障害児教育関連科目の内容

(6) 障害児教育関連科目の中で学習するのが望ましいと考える内容 (図5-14)

障害児教育関連科目の中で学習するのが望ましいと考える内容については、「障害についての概論、知識」が最も多く、全般的な知識が必要であると考えていることが伺われた。次いで、「指導法」が多く、これは、小中学校の教員が障害児と直接かわる機会が多くなってきていることが反映されていると思われる。

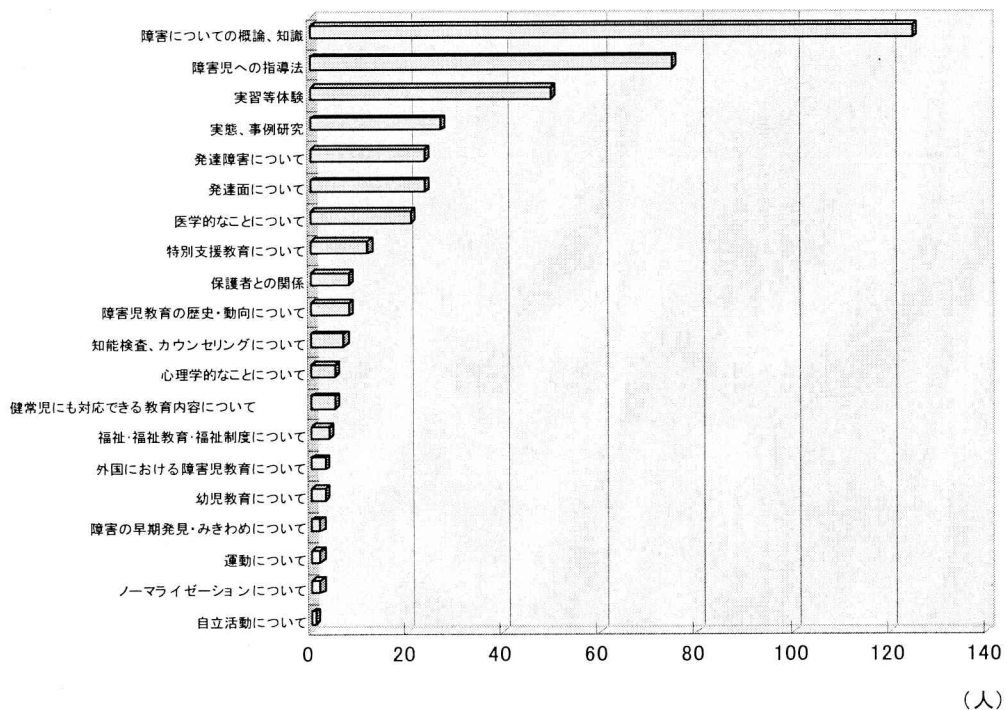


図5-14 障害児教育関連科目について学習するのが望ましいと思う内容

4. まとめ

全体的に、教員は障害児教育に関して大学で障害児教育関連科目の履修の必要性を感じているようであった。教員のほとんどが、大学で障害児教育関連科目を履修してこなかったという事実と合わせてみると、現場の小中学校の教員が障害児と関わらざるをえなくなっている状況であるのに対して、自らが障害に関する知識、技能を持ち合わせていないことに苦慮している様子が伺われた。内容としては、障害児教育の全体的な幅広い知識の上に、障害児の具体的な指導に関することを必要と感じている傾向がみられた。現場の教員は大学における障害児教育関連科目の履修の必要性を強く感じており、大学のカリキュラム編成においては、これらの現場の声に耳を傾けるべきであると思われる。

第6章 大学でのカリキュラムの事例的検討

本章では、今回の大学対象の調査の結果、今後、他大学が教職科目の中に障害児教育関連科目を設定する際、参考となると思われた2大学の事例を取り上げ、検討することにする。2大学共に教員養成系の国立大学であり、最初の事例はすでに実施されているものである。2つ目の事例は、平成16年度より実施することが決定しているカリキュラムである。

1. X大学における教職必修科目「障害児の発達と教育」の事例

X大学教育学部の一学年の学生定員は、教育系590名、教養系475名の計1025名である。実際の在籍学生数は、平成15年度現在、1年生が教育系631名、教養系536名の計1167名である。そのうち、教員免許状取得志望者は、毎年の卒業時の教員免許申請者数が約1000名であることからみて、ほぼ同数にのぼるものと推測される。このうち、障害児教育教員養成課程の学生を除く学生数が、必修化された授業科目「障害児の発達と教育」を履修することになっている。以下、その経緯と具体的内容をみてみることにする。

X大学では、第1章で述べた教育職員免許法の改正を受けて、平成11年に学部改組委員会・カリキュラム検討ワーキンググループがカリキュラムの再編成に着手した。我が国における障害児教育への関心の高まりと、従来の特殊教育であつかわれてきた障害児・障害児教育という枠が、小中学校の通常学級において教育されている児童生徒への現実的な拡がりを示していることから、障害児の理解と教育方法等がすべての教師に求められる意義を見いだした。一方、X大学の障害児教育講座と特殊教育研究施設の教官（以下、障害児教育関連教官とする）より、かねてからすべての教師を目指す学生に対する「障害児教育の授業科目必修化」を求める趣旨のものが、大学側に提案されてきた。しかし、これまでは障害児教育関連教官数の少なさと教員免許申請をおこなう学生数に隔たりがあり困難さがあつた。平成12年

度の障害児教育教官数は25名、一学年あたりの免許取得予定学生数が約1000名であることを受け、授業科目の開設ならびに必修化を実現させることが可能となった。そこで、学部改組委員会・カリキュラム検討ワーキンググループでX大学におけるすべての免許取得希望者（教育系学生は卒業要件、教養系学生は免許取得希望者のみ）への「障害児教育関連」の授業科目の必修化と開設が検討され、その必要性の高さから平成12年度のカリキュラムにおいて実現された。授業内容・シラバスについては、障害児教育講座ならびに特殊教育研究施設における「授業開設準備委員会」により検討された。学部改組委員会・カリキュラム検討ワーキンググループより、カリキュラム編制手続きのなかで、他の授業とのかねあいから、2単位による前・後期あわせて8枠（各期4枠）の授業の開講、対象学年を1年生とすることが要請され、授業のねらい・目標、授業形態、内容、スケジュールなどを検討し、ほぼ同一の内容と授業形態を担当教官がおこなうことを確認した。そして、シラバスづくりの過程のなかで、受講学生に基本的な障害児の理解と対応を習得させるために、障害児教育における教育学（教育の歴史、制度など）、教育心理学（理解、指導法など）に加え、生理学、福祉学などの学問領域から教育現場の現代的なニーズに応じた内容が構成された。また、障害種別については従来の特殊教育のなかで分類されていた視覚、聴覚、言語、知的、情緒、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の障害に加え、重症心身障害（重度・重複障害）、LD、ADHD、アスペルガー症、高機能自閉症などの軽度発達障害を含めることとした。特に、受講対象の学生は、通常教育における教師志望の学生が多いことが推測され、通常学級に在籍する軽度発達障害について、その理解と対応を具体的に指導することを申し合わせた。また、授業をすすめる上で、1年生が主に履修すること、半期2単位の授業であることから、基本的・初歩的な内容を精選し、幅広く障害児教育について講義することに力点がおかれた。表6-1は、「障害児の発達と教育」のシラバスの内容を示したものである。多くの障害種について、多角的に重要な事項を取り上げていることが伺われる。

また、受講学生の障害児やその教育への理解をすすめるために、ビデオ教材などの使用により実際の障害児の様子や対応の方法などの学習、白杖やアイマスク、車椅子などの用具を用いて疑似体験をする学習の機会などを豊富に提供することに留意した。

なお、上述の通り、「障害児の発達と教育」は年間で8枠設けられているため、同一の教官が8枠のすべてを担当することは負担上困難であった。そこで複数の教官が担当することとなった。そのため、担当教官により内容が異なることが懸念された。しかし、本科目用の教科書を担当教官が中心となって作成し、それに基づいて授業を行い、内容の統一化を図っている。現在、平成16年度用に第3版を作成中である。

以上のような形態を採っているX大学のカリキュラムの事例は参考にすべき点が多いといえよう。

表6-1 X大学における教職必修科目「障害児の発達と教育」のシラバス

■授業科目名： 障害児の発達と教育（2単位）

■学年： 1年 ■開設学期： 前期 ■授業形態： 通常 ■教室： ○室

■ねらいと目標： 近年、学校教育においてインクルージョン（共学・共生）という理念が注目され、浸透しはじめている。そのような流れの中で、すべての教師は健常児ばかりでなく、障害児、特別な教育的ニーズをもった子どもたちについても理解することが求められるようになった。本講義は、様々な障害について幅広く、かつ正しく理解することを目的とする。

■内容： 各障害について、教育、心理・生理、福祉の観点から問題を整理し、解説する。

■テキスト： 『障害者の発達と教育・支援－特別支援教育／生涯発達支援への対応とシステム構築－』（山海堂）その他、授業中に紹介・指示する。

■参考文献： テーマに応じて紹介する。

■成績・評価： 試験と出席状況によって評価する。

■授業スケジュールまたは教育項目：

1. オリエンテーション
2. 障害児教育の歴史
3. 統合教育と特別ニーズ教育
4. 視覚障害の教育、生理・心理、福祉
5. 聴覚障害の教育、生理・心理、福祉

-
6. 知的障害の教育、生理・心理、福祉
 7. 自閉症の教育、生理・心理、福祉
 8. 肢体不自由の教育、生理・心理、福祉
 9. 言語障害の教育、生理・心理、福祉
 10. 重症心身障害の教育、生理・心理、福祉
 11. 情緒障害の教育、生理・心理、福祉
 12. 軽度発達障害の教育、生理・心理、福祉
 13. 病弱・身体虚弱の教育、生理・心理、福祉
 14. まとめ
 15. 試験

2. Y大学における教職科目「障害児教育概論Ⅰ」の事例

Y大学では、平成3年度より、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の中に「幼児障害児教育原理」という科目を2年次対象として設定している。時間配分は幼児教育と障害児教育が7コマずつであった。しかし、選択科目であるため、平成15年度の受講者は11名であり、全2年次生160名の1割に満たない状況であった。また、11名の内、10名は幼児教育専攻の学生であり、障害児教育を学びたいというよりも、自分の専門である幼児教育に関連する授業であるので受講したのではないかと推察された。

しかし、第1章で指摘したような障害児教育の流れを考えると、今後は、すべての教員が障害児教育に関する知識、技能を修得することが不可欠であると考え、Y大学の障害児教育担当教官が、平成16年度より「障害児教育概論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」という3科目を「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に設定することを教務委員会に提起した。そこでは、Ⅰを1年次必修、Ⅱを2年次選択、Ⅲを3年次選択として設定し、1年次ではすべての学生が障害児教育についての最低限の知識・技能を習得することを目的とし、障害児教育について関心のある学生はⅡ、Ⅲで段階的・発展的に学習できるように配慮しようとするものであった。1年次で必修としようとしたのは、Y大学では1年次で介護等体験を実施しているため、その事前・事後もその中に含めようとするねらいがあったためである。

障害児教育担当教官の原案は以上の通りであったが、「障害児教育概論Ⅰ」を必修とするのは他の科目との関連上難しい点があるとの指摘を受け、選択として設定することになった。しかし、「障害児教育概論Ⅰ」に関する上述の趣旨の重要性は大学全体として十分に認識してもらうことができ、「選択」というかたちではあるが、シラバスに「介護等体験を行う者は履修することが望ましい」と明記することになった。また、時間割上も特別な事情がない限り授業を開講しないことになっている（大学の会議の日に充てられている）水曜日の午後の時間帯に設定し、他の科目と重複しないようにした。このような形式を採れば、「必修」ではないが、実質的にすべての学生が「障害児教育概論Ⅰ」を履修することが期待される。

ただし、この形式を採っても、「選択」である以上、第3章で指摘した法令違反であることには変わりがないので、カリキュラム上「必修」として位置づけることがY大学の課題である。

しかしながら、介護等体験と連結させ、「障害児教育概論Ⅰ」をすべての1年次生が受講できるようなシステムを構築した点は他の大学の参考になると思われる。Y大学では、この点を踏まえて、実際の授業では、現場の学校教員等を外部講師として招くことを計画し、大学側が平成16年度の非常勤講師の枠をすでに認めている。これを受けて、来年度のカリキュラムが出来上がりつつあり、表6-2に示すのはその原案である。実際の内容は、学校現場の教員が講師となるため、人事異動が終わった新年度の4月以降となるが、基本的枠組みは変わることはないようである。全14コマ（1コマは試験日）の内、6コマを大学の教官が担当し、残りの8コマを現場の関係者が担当するかたちを採り、理論と実践のバランスを図ろうとしているところに特徴が見られる。

また、「障害児教育概論Ⅰ」に加えて「障害児教育概論Ⅱ、Ⅲ」を選択ではあるが2、3年次生を対象として設定しているのも特徴的である。第4章の受講生の調査からもわかるように約3分の1の学生がさらに障害児教育を学習したいと感じており、障害児教育に対する意欲・関心がある学生が、より専門的な学習ができるようなカリキュラムになっている。

平成16年度以降の成果が注目される実践例であるといえよう。

表6-2 Y大学における教職科目「障害児教育概論Ⅰ」のシラバス

- 第1回 障害児教育システムの概要（大学教官）
- 第2回 視覚障害児の教育（大学教官）
- 第3回 盲学校の教育の実際（盲学校の教員）
- 第4回 聴覚障害児の教育（大学教官）
- 第5回 聾学校の教育の実際（聾学校の教員）
- 第6回 養護学校の教育（大学教官）
- 第7回 知的障害児教育の実際（知的障害養護学校教員）
- 第8回 肢体不自由教育の実際（肢体不自由養護学校教員）
- 第9回 病弱養護学校の教育（病弱養護学校教員）
- 第10回 軽度発達障害児の教育（大学教官）
- 第11回 障害者の目から見た現在の教育・社会（障害のある方）
- 第12回 施設における障害者（障害者施設職員）
- 第13回 施設における介護等体験のあり方（社会福祉協議会職員）
- 第14回 まとめー障害児・者をめぐる社会のあり方（大学教官）
- 第15回 試験

第7章 まとめ

1. 本研究の問題意識と構成

近年、学校現場におけるノーマライゼーション理念の浸透に伴い、小中学校の通常の学級にも、障害児が在籍するようになってきている。また、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）の問題が多方面で取り上げられるようになってきている。さらに、平成15年度から、従来、盲聾養学校に就学していた障害児が小中学校の通常の学級に就学することが可能となった。加えて、新学習指導要領により、小・中・高等学校での交流教育が推進されている。

このような状況を考慮に入れると、今後はすべての教員が様々な障害に関する知識、技能を修得することが必要になってきているといえる。しかし、教職科目の中に障害児教育関連科目を必修としている大学は少なく、量的・質的に不十分であるのが現状である。

本研究では、このような問題意識に基づき、教員免許状取得可能な大学学部のカリキュラムの実態を把握すると共に、教官及び学生の意識を探り、その上で、現状の問題点を洗い出し、障害児教育関連科目を大学のカリキュラム上にどのように位置づけるべきかについて、今後の方向性を提示することを目的とした。

本研究の主目的は、大学において、教員免許状希望学生に対して障害児教育関連をいかなるかたちで設定すべきかについての知見を得ることであった。それ故、本研究の支柱は第3章にあった訳であるが、単に大学対象の調査だけではなく、①教員免許状希望大学生が入学時において障害児者の問題について、どのような知識や意識を持っているのか（第2章）、②障害児教育関連科目を受講した学生がどのような受講後、どのような考えを持つようになったか（第4章）、③教員が大学における障害児教育関連科目の設定についてどのような考えを持っているのか（第5章）、についても把握し、それらを踏まえて大学におけるカリキュラムを検討することが重要であると考えて、調査に加えることにした。

2. 結果のまとめ

第2章の、大学入学時における大学生に対する調査では、全体的にみて、大学生の障害児に関する意識や関心や理解は、相当高まっているという傾向が察知された。また、この傾向は、男子より女子の方に強く認められた。これらは、近年のノーマライゼーションの理念の浸透などの影響によるところが大きいと思われる。その一方で、障害種別により知識や理解のレベルに差が見られたり、ほとんど情報が伝わっていない事柄もあることが明らかにされた。大学の教職科目において、障害児教育関連科目を設定する際には、これらの点を踏まえる必要があることが指摘された。

第4章の障害児教育関連科目を受講した学生に対する意識調査では、障害児教育に実際に携わりたいと考えている学生は3分の1程度であるが、障害児教育に対してはかなりの学生が関心を持っていることが明らかになった。また、障害児教育が必修であることについて、ほとんどの学生が必要であると考えており、より深く学習したいという学生も3割近くあり、障害児教育関連科目の履修により、障害児教育への意識・関心が高まったことが看取された。

第5章の教員に対する調査では、全体的に、教員は障害児教育に関して大学で障害児教育関連科目の履修の必要性を感じていることが明らかにされた。教員のほとんどが、大学時代に障害児教育関連科目を履修してこなかったという事実と合わせてみると、現在、現場の小中学校の教員が障害児と関わらざるえなくなっている状況であるのに対して、自らが障害に関する知識、技能を持ち合わせていないことに苦慮している様子が伺われた。内容としては、障害児教育の全体的な幅広い知識の上に、障害児の具体的な指導に関することを必要と感じている傾向がみられた。

このように学生、教員については、全体的に障害児教育に対する意識・関心の高さが察知された。

しかし、第3章の大学に対する調査では、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」において障害児教育関連科目を必修化しなければならないとする規定に厳密に従うと、約4分の3の大学がこの規定を遵守しておらず、特に、小学校課程がない大学においてこの点が顕著であることが明らかとなった。また、科目が設定されていても、一部で障害に関する内容を扱う科目が全体の4分の3以上を占めていた。また、一部で障害に関する内容を取り扱っている科目の、障害の内容に配

分されている時間が2割以下という科目が6割近くあり、量的・質的に不十分な状況であることが認められた。このような実態にも関わらず、見直し作業を行っていない大学や、現状で良しとする大学もみられた。

その一方で、第6章で取り上げたような先駆的な取り組みを実施している大学も多くみられ、教職科目における障害児教育関連科目の設定に関しては、意識の高い大学と低い大学に二極分化している傾向が認められた。特に後者は小学校課程がない大学に多い傾向がみられた。

3. 提言

以上の結果を踏まえて、文部科学省と大学に対して以下の提言を行いたい。

(1) 文部科学省

1. 教育職員免許法における義務規定の周知徹底

本研究の結果、平成10年の改正により教職科目の「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に障害に関する内容を必修として設定しなければならないことになったにも関わらず、この点を認識していない大学が相当数あることが明らかにされた。文部科学省は今回の結果を踏まえて、各大学に対して、教職科目のカリキュラムを検討するよう指導する必要がある。特に、中学校又は高等学校の課程認定しか受けていない大学にこの傾向が強くみられたので、特に留意する必要があると思われる。

2. 教職科目又はカリキュラム全体の中で障害に関する内容を扱った場合の代替措置

1.で大学への指導の徹底を提言したが、大学対象の調査の結果、障害関連科目を設定していない大学の自由記述に、「担当教官がない」、「カリキュラム上時間がない」といった回答がかなり見られた。また、障害関連科目の内、「発達・学習の過程」以外に設定されている科目が過半数を越えていた。

教育職員養成審議会で検討された際は、教職科目が科目過多にならないように「発達・学習の過程」に（ ）付きで障害に関する内容を含むこととした。確かに実

際に教育現場に出た際には、「発達・学習の過程」における講義内容が有効であることは十分に理解できる。しかし、例えば、障害児教育の歴史、制度、理念、福祉等に関する内容であっても、障害児教育に関わる内容を聴講することは、教職を目指す大学生にとっては、極めて重要である。

「発達・学習の過程」において障害関連科目を設定することに種々の点で困難を感じている大学があることを考慮に入れば、教職科目全体の中で、さらには大学のカリキュラム全体の中で障害児教育関連科目を必修として設定していれば、「発達・学習の過程」の中に障害に関する内容を必修として含めなければならないという要件を満たしているとみなせるなどの代替措置を認めてみてはどうであろうか。大学側も、カリキュラム全体の中での障害児教育関連科目の設定であれば、現在よりも柔軟な対応を検討できるようになると考えられる。

3. 教職科目における障害に関する科目と介護等体験との接続

障害に関することがらについては、平成 10 年度入学生より、介護等体験が義務づけられている。この介護等体験については、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号）の第 3 条③項において「大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする」とされており、大学側の配慮の必要性が指摘されている。さらに、平成 9 年 11 月 26 日の文部事務次官通達「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文教教第 230 号）の 3 「留意事項」の(2)「受入の調整等について」の⑤においては、「大学等においては、介護等の体験に必要な事前指導の実施に格段の協力を願いたいこと」とされ、事前指導について言及されている。

しかし、いづれも各大学への協力の要請というレベルに留まっており、介護等体験に関わる指導を義務づけたり、介護等体験に関わる科目のカリキュラム上への位置づけにまでは触れられていない。そのため、各大学の対応は様々であり、各大学の自由裁量に委ねられている部分が多い。事実、平成 15 年 4 月に文部科学省初等中等教育局教職員課が出した「介護等体験の実施について（参考資料）」は、その対

象は大学生であり、大学に対してのものではない。また、そこでは、「大学・短大には、皆さんに対して、介護等体験に必要な事前指導をしていただきたい旨を既にお願ひしてあります」、「事前指導の内容・方法は大学・短大により様々でしょうが……」といった記述にみられるように、その介護等体験の内容は大学に全く任せてしまっている状況である。そのため、事前の指導が不十分となり、受け入れ学校・施設・機関からの苦情が出るケースも多いといわれている。

今後は、「介護等体験」に関わる事前指導の科目を最低2単位分、教職科目の中に位置づけ、介護等体験の実施の要件として、この科目の履修を義務づけることを制度化することを検討する必要があると思われる。実際、大学対象の調査で、「発達・学習の過程」には障害関連科目が設定されていないが、介護等体験に関連する授業を設定しているので、現状で満足している」といった自由記述の回答がみられている。介護等体験の事前指導と教職科目における障害児教育関連科目の接続がカリキュラム上必要である。その意味で、第6章のY大学の事例はまさにこの形態を採るものであり、今後こうしたシステムを国として基準化することも今後の方策の一つであると考えられる。

(2) 大学

1. 教育職員免許法における義務内容の遵守

－「発達・学習の過程」の担当者の調整の必要性－

まず第一に、大学は教職科目の「発達・学習の過程」において障害児教育関連科目を必修として設定しなければならないという義務規定があることを認識しなければならない。今回の調査結果では、法令を遵守している大学は4分の1に留まっていた。

理想的には、単独で必修化することが望まれるが、今回の結果をみると、早急にこのことを実現するのは難しいようである。事実、法令上も、「発達・学習の過程」の一部で障害児教育関係の内容を必修として扱えばよいことになっている。そこで、現実的には、いかにして「発達・学習の過程」において障害に関する内容を含めるようにするのかという点が問題となる。

「発達・学習の過程」には、「発達心理学」、「児童心理学」、「学習心理学」等に代

表されるような子どもの発達や学習や心理学関係の科目が多く設定されている。人間の発達・学習・心理を専門とする大学の教官・教員が、「障害」に関する知識を全く持っていないということは考えにくい。教育職員養成審議会が、教職科目の科目数が過多にならないように、「発達・学習の過程」の中に障害に関する内容を含めるように提言したのも、「発達・学習の過程」での対応が最も適切であるとの判断に基づいていると考えられる。「発達・学習の過程」の担当教官が、健常児と障害児との関係を踏まえながら、かつ、シラバスに明示するようにして、講義を行えば、障害に関する内容を扱うことは可能であろう。そのためには、「発達・学習の過程」の科目の担当教官の間で、誰が障害児教育関連の内容を重点的に取扱うのかを話し合っておくことが重要となる。

まず、「発達・学習の過程」に必修科目が設定されている場合は、その担当者が障害児教育に関する内容を含めるように見直し行うことが最も現実的な対応策となる。

一方、すべての科目が選択である場合は、学生がどのような選択を行っても、必ず、障害に関する内容を学習できるようにしなければならない。たとえば、3科目の中から2科目を選択する場合は少なくとも2科目、4科目の中から2科目を選択する場合は少なくとも3科目は、障害に関する内容を含んでいなければならないことになる。このように、どの科目で障害児教育に関する内容を取り扱うかを担当教員の間で調整する必要がある。

2. 1年次における障害児教育関連科目の設定

今回の調査結果では、障害児教育関連科目の対象学年は、2年→3年→1年→4年の順に多かった。しかし、第4章の受講生の調査結果では、学生の多くは1年次の履修を適当と考えていた。また、その理由としては「早くから学習したいから」を挙げていた。確かに、広い知識を得た上で障害に関する科目を受講するのが良いとの見解もあるが、学生のニーズとしては早期の設定にあるといえる。特に、介護等体験を1年次で実施する学生も多いことを考えると、障害児関連科目の設定を1年次とすることが望ましいといえよう。

また、大学側の障害児教育関連科目を設定できない理由として、「専門科目を重視

すると時間がない」とする回答がみられた。学年が進むと、専門的な科目への比重が高まると思われるが、教養的な内容の科目が多い1年次で、障害児教育関連科目の設定を検討すれば、時間割上の困難さが減じることが考えられる。障害児教育関連科目の低学年での設定を提言したい。

3. 介護等体験の事前指導と教職科目における障害児教育関連科目の接続

文部科学省に対する提言でも指摘したが、大学側も主体的に事前指導の質的・量的な充実、特に、カリキュラム上への明確な位置づけを検討する必要がある。今回の調査でも、独自に介護等体験の事前指導に関わる授業を必修として設定している、又は設定する予定であるとする大学もみられた。介護等体験では、実際に障害児・者に関わる場面も多いことが想定されるので、この種の科目ではこの点を踏まえた指導内容が必要となろう。点字、アイマスク、車椅子、松葉杖等の疑似体験を取り入れた講義の有効性が、学生から指摘されており、これらの内容を取り入れることが効果があると思われる。

各々の教官が自分の専門とする科目の必要性を考えていると思うが、「介護等体験を実施しなければ、教員免許状が取得できない」という事実を明確に認識し、大学全体として、介護等体験の事前指導と障害児教育関連科目の設定を関連づけて検討すべきである。

4. 卒業要件単位としての教職科目の認定

障害児教育関連科目を設定していない大学の理由として、「カリキュラム上設定が困難である」とする回答が多かった。この点をさらに詳しく調べたところ「教職科目が卒業単位として認定されていないので、科目数が過多になってしまう」とするものがみられた。教職科目の単位を卒業要件に含めるか否かについては大学側に委ねられている事項である。時間的に障害児教育関連科目の設定が困難であるという大学は、教職科目と卒業要件単位との関連を見直し、教職科目を卒業要件単位として認める方向で、障害児教育関連科目の設定を検討してみる必要もあろう。

5. 単位互換制度の活用

障害児教育関連科目を設定できない理由として、「担当教官がいない」、「非常勤講師を雇用する予算がない」を挙げる大学がみられた。

大学設置基準第28条は、「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を越えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とし、大学間の単位互換について規定している。実施に際しては、大学間で、授業科目、単位数、単位認定方法、等の取扱いなどを定めた単位互換協定を結ぶ必要がある。予算も含めた人的な問題や、カリキュラムの時間上の制約のために、障害児教育関連科目を設定できていない大学は、「発達・学習の過程」の中に障害児教育関連科目を必修として設定している大学（できれば近接する大学）との間で、単位互換制度の活用を検討してみるのもよいと思われる。今回の調査でも、他大学と協定していたり、平成16年度より導入するという大学もみられている。大学の姿勢次第で、十分可能な方策であると思われる。

4. 今後の課題

今回の研究で、各大学の教職科目における障害児教育関連科目の設定状況は十分ではないことが明らかにされた。おそらく、今回回答のなかった大学は、回答のあった大学と同様か、又はそれ以上に取り組みが遅れていることが予想される。回答のなかった大学を抽出して、追跡調査を行うなどの追加の研究が必要であろう。

また、文部科学省と大学の双方に対して、介護等体験と教職科目における障害児教育関連科目を関連づけることが有効であることを提言した。しかし、本研究では、介護等体験を各大学がどのようなかたちで実施しているのかについては明らかにしていない。今後は、介護等体験の実施状況、中でも事前指導の実態を把握し、その結果と本研究の成果を総合して、大学カリキュラムにおける障害児者教育関連科目の設定のあり方を検討する必要があるだろう。

資料 1

性別 男 ・ 女

専攻希望コース _____

1. あなたは障害がある子供に会ったことがありますか
a. ある b. ない
2. あなたの親類や友達に障害がある子供はいますか
a. いる b. いない
3. あなたは障害児にかかわる活動に参加するつもりがありますか
a. とてもある b. 少しある c. あまりない d. 全くない

理由：

4. あなたは障害がある人を見て抵抗を感じますか
a. とても感じる b. 少し感じる c. あまり感じない d. 全く感じない

理由：

5. あなたは障害がある人を介助したことがありますか
a. よくある b. 少しある c. あまりない d. 全くない
6. あなたは障害のある子供を教えたいと思いますか
a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

理由：

7. あなたは障害児教育について聞いたことがありますか
a. 大変ある b. 少しある c. あまりない d. 全くない
8. あなたは障害児教育についての講義を受けたことがありますか
a. ある b. ない
9. あなたは障害児教育についての講義を受けるつもりがありますか
a. とてもある b. 少しある c. あまりない d. 全くない

理由：

10. あなたは障害児教育専攻以外の学生が、障害児教育の講義を受けることが非常に大事だと思いますか
a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない
11. あなたの実家がある市町村には盲学校か、聾学校か、養護学校がありますか
a. ある b. ない c. 知らない
12. あなたは盲学校か、聾学校か、養護学校を訪問したことがありますか
a. よくある b. 少しある c. あまりない d. 全くない
13. あなたは盲学校について知っていますか
a. よく知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない
14. あなたは聾学校について知っていますか
a. よく知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない
15. あなたは知的障害養護学校について知っていますか
a. よく知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない
16. あなたは肢体不自由養護学校について知っていますか
a. よく知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない
17. あなたは病弱養護学校について知っていますか
a. よく知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない
18. あなたの実家がある市町村には障害のある人のため施設がありますか
a. ある b. ない c. 知らない
19. あなたは障害がある子供が社会に受け入れられていると思いますか
a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

理由：

20. あなたは障害がある子供が他の普通の子供と勉強したり、遊んだりすることができると思い ますか

- a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

理由：

21. あなたは障害の種類を区別する必要があると思いますか

- a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

理由：

22. あなたは今までの障害の種類が理解しやすいと思いますか

- a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

理由：

23. あなたは障害がある子供が普通の学校で教育を受けることができますか

- a. とても思う b. 少し思う c. あまり思わない d. 全く思わない

24. あなたの通っていた学校の普通学級には障害のある子供はいましたか

- a. いた b. いなかった c. 知らない

25. あなたはインクルージョンという言葉について聞いたことがありますか

- a. よくある b. 少しある c. あまりない d. 全くない

a. bに○を付けた人はその内容を書いて下さい

26. あなたはバリアフリーという言葉の意味について知っていますか
a. とても知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない

a. bに○を付けた人はその内容を書いて下さい

27. あなたは障害のある人のための法律について知っていますか
a. とても知っている b. 少し知っている c. あまり知らない d. 全く知らない

a. bに○を付けた人はその内容を書いて下さい

資料 2

◎大学名 ()

◎貴大学で取得可能な教員免許状に○をお付け下さい。

1 幼稚園 2 小学校 3 中学校 4 高等学校 5 盲学校 6 聾学校 7 養護学校

◎記入者名 () ←

◎e-mail () ←

お差し支えなければご記入願います。今後、情報交換をさせていただければと考えております。

【1】 教職科目の中に、障害児教育に関する科目を設定していますか。該当する番号に○をつけて、続く設問にお答え下さい。

1 障害児教育に関連する単独の科目を設定している →<A>に進んで下さい

2 単独ではないが、ある科目の一部で障害児に関する内容を取り入れており、
授業科目名にこの点が明確に示されている (例；幼児・障害児教育原理)

→に進んで下さい

3 単独ではないが、ある科目の一部で障害児に関する内容を取り入れている。

ただし、授業科目名にはこの点が示されていない (例；教育学総論)

→<C>に進んで下さい

4 障害児教育を取り扱う授業科目は全くない →<D>に進んで下さい

<A> 授業科目名、区分 (5 ページの表を参照して下さい)、対象学年、単位数、必修の有無、取り扱っている内容 (5 ページの表を参照して下さい) を例の通りお書き下さい。

→ 5 ページの表の番号をご記入下さい。

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)
(例) 障害児の 発達と指導	5	2	2	必修・選択 その他 ()
	内容 (5 ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)			
	種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()		
領域	a b c d e f g h i j k l ()			

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)
				必修・選択 その他 ()
内容 (5ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)				
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()			
領域	a b c d e f g h i j k l ()			

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)
				必修・選択 その他 ()
内容 (5ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)				
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()			
領域	a b c d e f g h i j k l ()			

↓
【Ⅱ】にお進み下さい。

 授業科目名、区分 (5ページの表を参照して下さい)、対象学年、単位数、必修の有無、障害児教育関連の授業時数の割合(%)、取り扱っている内容 (5ページの表を参照して下さい) を例の通りお書き下さい。

→ 5ページの表の番号をご記入下さい。

(例)

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合 (%)
幼児・障害 児教育原理	5	2	2	必修・選択 その他 ()	66.7%
内容 (5ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)					
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()				
領域	a b c d e f g h i j k l ()				

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合 (%)
				必修・選択 その他 ()	%
内容 (5ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)					
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()				
領域	a b c d e f g h i j k l ()				

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合 (%)
				必修・選択 その他 ()	%
内容 (5 ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)					
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()				
領域	a b c d e f g h i j k l ()				

↓
【Ⅱ】にお進み下さい。

<C> 授業科目名、区分 (5 ページの表を参照して下さい)、対象学年、単位数、必修の有無、障害児教育関連の授業時数の割合 (%)、取り扱っている内容 (5 ページの表を参照して下さい) を例の通りお書き下さい。

┌───┐ → 5 ページの表の番号をご記入下さい。

(例)

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合 (%)
教育学総論	1	2	2	必修・選択 その他 ()	6.7 %
内容 (5 ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)					
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()				
領域	a b c d e f g h i j k l ()				

授業科目名	区分	対象学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合 (%)
				必修・選択 その他 ()	%
内容 (5 ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)					
種類	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 ()				
領域	a b c d e f g h i j k l ()				

授業科目名	区分	対象 学年	単位数	必修の有無 (○をつけて下さい)	障害児教育関連 時数の割合(%)										
				必修・選択 その他 ()	%										
内容 (5 ページの表の内、該当するものすべてに○をつけて下さい)															
種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14 ()	
領域	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l ()			

↓
【Ⅱ】にお進み下さい。

<D>現在、教職科目の中に障害児教育に関する科目を開設することを検討していますか。該当する番号に○をつけて下さい。

- 1 障害児教育に関連する単独の科目を検討している
- 2 単独ではないが、ある科目の一部で障害児に関する内容を取り入れることを検討している
- 3 検討していない

↓
【Ⅱ】にお進み下さい。

【Ⅱ】教職科目における障害児教育関連科目の設定のあり方について、大学として見直しの作業を行っていますか。

ア 行っている イ 行っていない

↓
具体的な内容をお書き下さい

【Ⅲ】貴大学における、現在の教職科目における障害児教育関連科目の設定状況についてどのようにお考えですか。該当するもの一つに○をつけて、その理由を記して下さい。

ア たいへん満足している イ ある程度満足している
ウ 多少不満である エ たいへん不満である

<その理由>

【IV】 今回のアンケートに対して、又は今回のアンケートの内容に関して、何かご意見や日頃お考えになられていることがございましたらご自由にお書き下さい。

- * ご協力ありがとうございました。
- * 該当する科目のシラバスのコピー等、関係する資料がございましたら、同封していただければ幸いです。何とぞ、よろしく願いいたします。
- * 同封の返信用封筒にて、9月30日（火）までにご投函下さい。

◎アンケートの表の「区分」とは、以下に示す「教育職員免許法」第5条別表第1に規定されている内容のことを指します。設定されている科目がどの区分に該当するかについて番号をお書き下さい。

番号	区 分
1	教職の意義及び教員の役割
2	教員の職務内容
3	進路選択に資する各種の機会の提供
4	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
5	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
6	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
7	教育課程の意義及び編成の方法
8	各教科の指導法
9	道徳の指導法
10	特別活動の指導法
11	教育の方法及び技術
12	保育内容の指導法
13	生徒指導の理論及び方法
14	教育相談の理論及び方法
15	進路相談の理論及び方法
16	幼児理解の理論及び方法

◎アンケートの表の「内容」の欄には、以下の表の内、授業内容で取り扱っているものをすべて選んで、該当する番号・記号に○を付けて下さい。その他につきましては、
() にその内容をお書き下さい。

障害の種類	領 域
1 視覚障害	a 歴史・思想・制度
2 聴覚障害	b 医学的・生理学的側面
3 知的障害	c 心理学的側面
4 運動障害（肢体不自由）	d 指導法
5 健康障害（病弱）	e 教育課程
6 言語障害	f 就学前教育
7 情緒障害	g 学校教育
8 自閉症	h 高等教育
9 LD、ADHD	i 生涯教育（社会教育）
10 重度・重複障害	j 福祉
11 行動障害	k 労働
12 不登校	l その他
13 非行	
14 その他	

- 10. 聾学校 () 年
- 11. 知的障害養護学校 () 年
- 12. 肢体不自由養護学校 () 年
- 13. 病弱養護学校 () 年
- 14. その他の教職経験 () 年
- [全教職経験年数 () 年]

Ⅱ「教員養成学部における障害児教育関連科目の設定のあり方」についてうかがいます。

Q. 1-1 教員養成学部において障害児教育専攻以外の学生も障害児に関する知識や

技能について学習する必要があると思いますか？

- a) とてもそう思う
- b) ややそう思う
- c) あまりそう思わない
- d) まったくそう思わない

Q. 1-2 その理由をお答えください。

※Q. 1-1でa), b), c)と答えた方はQ. 2~Q. 4の質問にお答えください。

Q. 2-1 大学において障害児教育関連科目についてどのような形で設定することが望ましいとお考えですか？

- a) 「発達と学習」のような教職科目の一部で障害児に関する内容を取り入れる
- b) 「障害児の発達と教育」のような障害児に関連する単独の科目を設定する
- c) その他 ()

Q. 2-2 その理由をお答えください。

Q. 3-1 障害児教育関連科目についての履修は必修と選択のどちらが望ましいとお考えですか？

- a) 必修
- b) 選択
- c) どちらともいえない
- d) その他 ()

Q. 3-2 その理由をお答えください。

Q. 4 障害児教育関連科目ではどのような内容を学習するのが望ましいとお考えですか？ ご自由にお書きください。

Q. 5 大学在学中に障害児教育関連科目を履修したことがありますか？

a) ある

b) ない

c) その他 ()

※Q. 5でa)と答えた方はQ. 6の質問にお答えください

Q. 6 上記の科目の中で教員になって役に立ったと思うものがあれば、その内容についてお書きください。

Q. 7 本アンケートの内容に関して、何かご意見や日頃お考えになられていることがございましたらご自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

著者略歴

河合 康（上越教育大学助教授）

筑波大学第2学群人間学類卒。筑波大学大学院博士課程心身障害学研究科単位取得。筑波大学文部技官、上越教育大学助手を経て、1993年5月より現職。早稲田大学 British Studies 研究所客員研究員、筑波大学教育開発国際協力研究センター客員研究員。

著書に『理解と支援の障害児教育』（共著）コレール社、『特別教育システムの研究と構想』（共著）田研出版、『障害者の発達と教育・支援』（共著）など。専門は障害児教育学。

東京財団研究報告書 2004-1

**教育免許状取得希望大学生に対して障害児教育に関する知識、技能を
いかにして身につけさせるか**

2004年6月

著者：

河合 康

発行者：

東京財団 研究推進部

〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階

TEL: 03-6229-5502 FAX: 03-6229-5506

URL: <http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。

報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団